

スチュワードシップ活動の状況について

Stewardship Report 2024

明治安田

明治安田生命保険相互会社

目次

I. インTRODクシヨN

- 1.はじめに 3
- 2.当社のスチュワードシッP活動の歩み 4

II. 活動概要

- 1.スチュワードシッP活動のPDCA 5
- 2.当期の主な活動状況（2023年7月～2024年6月） 6

III. スチュワードシッP・コードの各原則の実施状況・自己評価 7

IV. 対話

- 1.対話の基本的な考え方 24
- 2.テーマ 25
- 3.対話先企業の選定 26
- 4.対話件数等 27
- 5.具体的な取組み
 - 提案型対話 28
 - PBRが低位にある企業との対話 29
 - インパクト創出を企図した対話 30
 - 自然関連の『依存・影響』の分析に基づく生物多様性の対話 31
 - 国内社債の対話 32
 - ESG対話をふまえた企業評価 33
 - 対話先企業のマイルストーン管理（対話事例を含む） 34
- 6.協働エンゲージメント 39
- 7.対話の実力を高めるための取組み 40

V. 議決権行使

- 1.適切な議決権行使のための取組み 41
- 2.議決権行使結果（会社提案、株主提案） 42
- 3.対話をふまえた精査により賛成した事例 45

VI. 今後の取組み

- 対話および議決権行使の今後の取組み 47

ご参考

- 機関投資家としての責任投資の推進 48
- スチュワードシッP責任を果たすための方針 50
- ESG投融资方針 52

名称	明治安田生命保険相互会社
所在地	東京都千代田区丸の内2-1-1
取締役 代表執行役社長	永島 英器
創業	1881年（明治14年）7月9日

1.はじめに

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、お客さま、地域社会、未来世代、働く仲間との絆を大切に、企業ビジョン「信頼を得て選ばれ続ける、人に一番やさしい生命保険会社」の実現をめざしています。

お客さまからお預かりした資産の運用にあたっては、将来にわたり保険金・給付金等を確実にお支払いするため、財務健全性の維持・向上を図りつつ、適切なリスク管理のもと、安定した運用収益の確保に努めています。

こうしたなか、株式投資においては、長期的な視点に立ち、リスクを抑制しながら運用収益を確保することがお客さまに対する当然の責務であると認識のうえ、投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考え方としています。

この基本的な考え方は、「投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る」ことを目的とした「『責任ある機関投資家』の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」」の趣旨とも軌を一にするものと考えており、当社は、2014年5月に同コードの受け入れを表明、同年8月に「スチュワードシップ責任を果たすための方針（以下「当社方針」といいます）」を策定・公表しました。

その後も、2017年5月の同コード改訂対応など必要な見直しを適宜行ってきたほか、2020年3月のコード再改訂についても、その改訂趣旨に賛同し、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮、対象資産の拡大（新たに国内社債を追加）、情報開示の拡充など、当社方針の改正を行ないました。対話活動では「サステナビリティに重点をおいた対話」を強化し、経済的価値と社会的価値の創出に向けて企業への働きかけを行なっています。

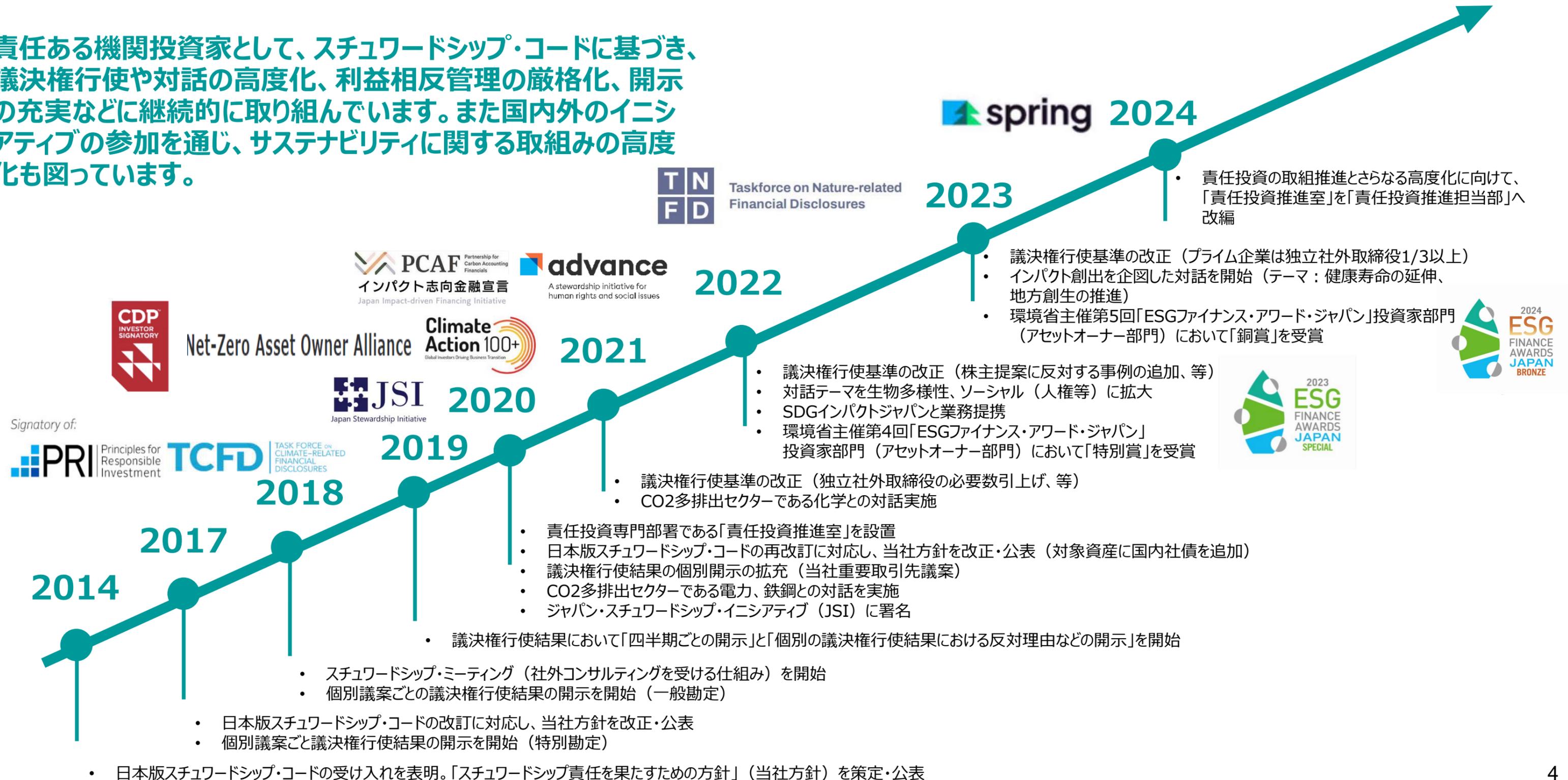
生命保険会社である当社は、「資産保有者としての機関投資家（アセットオーナー）」であるとともに、団体年金ビジネスなどにおいては「資産運用者としての機関投資家（運用機関）」としての側面もあわせ持っており、お客さまから投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）のなかで重要な役割を担っていると認識しています。

安定した資産運用総合収益の確保によるお客さまや地域社会への還元とともに、スチュワードシップ活動を通じて、投資先企業の企業価値やサステナビリティの向上に貢献していくことは、地域社会との絆を大切にする企業ビジョンの実現につながるものと考えています。

当社は、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに向けて、インベストメント・チェーンの一員として積極的な役割を發揮することにより、機関投資家としての責任を果たしてまいります。

2. 当社のスチュワードシップ活動の歩み

責任ある機関投資家として、スチュワードシップ・コードに基づき、議決権行使や対話の高度化、利益相反管理の厳格化、開示の充実などに継続的に取り組んでいます。また国内外のイニシアティブの参加を通じ、サステナビリティに関する取組みの高度化も図っています。



1. スチュワードシップ活動のPDCA

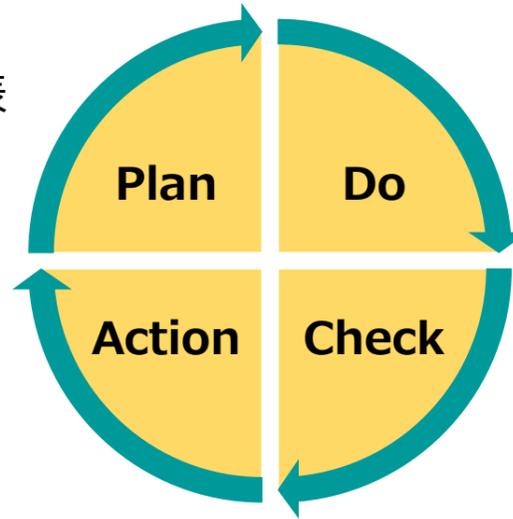
- 下図は、当社のスチュワードシップ活動のPDCAをまとめたものです。「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を定め、対話や議決権行使に取り組み、監査委員会による検証などを経て、振り返りを行ない、その内容を公表するサイクルを通じ、スチュワードシップ活動の高度化に取り組んでいます。

Plan

- 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」の策定、公表
- 対話方針の策定

Action

- 「スチュワードシップ活動の状況について」公表
- 議決権行使判断基準の改正
- 「議決権行使への取組みについて」の改正・公表



Do

- 対話活動の実施
- 議決権行使の実施

Check

- 対話活動・議決権行使の振り返り
- 監査委員会による議決権行使結果の検証
- 監査委員会による議決権行使判断基準改正の適切性検証

<標準的な活動スケジュール>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
▲			▲		△	▲			▲		
(▲：議決権行使結果（四半期）の公表、△：「スチュワードシップ活動の状況について」（本資料）の公表)									議決権行使基準の見直し (必要に応じ)		
株主総会前の対話		議決権行使時の対話		次回株主総会に向けた対話							
									議決権行使基準改正時の周知活動		
計画に沿った対話活動の実施 (「業績などの把握、確認」、「企業価値やサステナビリティ向上に向けた課題認識の共有、改善要望、提案」)											
									対話活動の振り返り		対話計画の策定

2. 当期の主な活動状況（2023年7月～2024年6月）

<主な活動状況>

年月	活動内容
通年	<p><対話></p> <ul style="list-style-type: none"> 投資先企業と課題認識の共有、課題改善への要請・提案を行ない、建設的な対話を実施。訪問による面談形式での対話を重視しつつも、Web会議や電話会議等も有効に活用しながら取組み。「サステナビリティに重点をおいた対話」では、脱炭素、生物多様性、ソーシャル（人権等）のテーマに加え、新たな取組みとして当社の優先課題である「健康寿命の延伸」と「地方創生の推進」をテーマにインパクト創出を企図した対話を実施 新規 P.30 東京証券取引所が2023年3月に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」により注目が高まっている低PBR企業との対話を実施 新規 P.29 対話手法の高度化として提案型対話を志向し、他社好事例の紹介や重要ESG課題へのKPI設定の推奨に取組み 対象資産の拡大に伴い（上場国内株式・国内社債）、複数の運用部署が適宜共同でESG課題をテーマとする対話を実施 <p><議決権行使></p> <ul style="list-style-type: none"> 株主総会議案については、すべての議案を確認し、行使方針に則って適切に議決権を行使。ESGの観点から問題があると判断される議案や株主利益を毀損する可能性があるかと判断された議案については、必要に応じて投資先企業と対話し、問題の背景や今後の対応等を確認しながら最終的な賛否を判断 「低ROE」、「株主還元不十分」、「業績不振」にある企業については、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的なものかどうかを確認のうえ、最終的な賛否を判断（2023年5月から始まる決算期（2024年4月期）以降は当対応を収束） 議決権の不賛同行使（「反対」・「棄権」）をする場合は、判断根拠の説明などを通じて投資先企業の納得感の醸成に努め、課題の改善に向けた取組みを要請
2023年9月	<ul style="list-style-type: none"> 「ステewardシップ活動の状況について」（2022年7月～2023年6月）を公表。提案型対話の取組みなど開示を拡充
2023年12月～2024年1月	<ul style="list-style-type: none"> ステewardシップ活動全般に関するコンサルティングを社外の専門家・有識者から受けるステewardシップ・ミーティングを開催

(原則 1)

原則 1

当社 方針

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである

- 「責任ある機関投資家」の諸原則の趣旨をふまえて、当社がスチュワードシップ責任を果たすための基本的な事項を定め、責任ある機関投資家として適切に行動する姿勢を明確にすることを目的に、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を策定し、公表しています。
- 生命保険会社は、「資産保有者としての機関投資家（アセットオーナー）」であるとともに、団体年金ビジネスなどにおいては「資産運用者としての機関投資家（運用機関）」としての側面もあわせ持っており、お客さまから投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）のなかで重要な役割を担っていると認識しています。
- 当社では、長期的な視点に立ち、リスクを抑制しながら運用収益を確保することがお客さまに対する当然の責務であると認識しています。それとともに、資産運用業務を通じて、企業価値の向上やサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）に貢献していくことは、地域社会との絆を大切にする当社の企業ビジョンとも軌を一にすると考えています。当社は、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに向けて、インベストメント・チェーンの一員として積極的に役割を発揮することにより、機関投資家としての責任を果たします。
- なお、サステナビリティの考慮に関する当社の方針については、「ESG投融資方針」として別に定めます。

2014年5月 日本版スチュワードシップ・コードの受入を表明



2014年8月 『スチュワードシップ責任を果たすための方針』を策定・公表



2017年5月の同コード改訂への対応
(利益相反、個別企業の議案ごとの議決権行使結果の開示等)



2020年3月の同コード再改定への対応
(サステナビリティ要素の組み込み、対象資産拡大（国内社債追加）、情報開示の拡充など)

(原則 1)

取組状況

- **2014年8月に当社方針を策定・公表**。その後、2017年5月の日本版スチュワードシップ・コード（以下、「SSC」といいます）改訂への対応を行なったほか、2020年3月のSSC再改訂への対応として、当社方針へのサステナビリティ要素の組み込み、スチュワードシップ活動の対象資産拡大（新たに国内社債を追加）、情報開示の拡充など、必要な改正を実施
- 2020年5月にはESG投融資に関する基本的な方針として、「**ESG投融資方針**」を公表し、2022年4月に一部見直し
- **外部委託運用**については、当社方針等を通じ、アセットオーナーとしての当社の考え方を理解いただくとともに、運用機関との定期的なミーティングにおいて実効的なスチュワードシップ活動を求めるなど、モニタリングを実施

スチュワードシップ責任を果たすための方針を策定・公表

インベストメント・チェーン

お客さま
(顧客・受益者)



当社
(アセットオーナー
・運用機関)



投資先企業



企業価値の向上
(経済的価値の向上)

サステナビリティへの貢献
(社会的価値の創出)

インベストメントチェーンの一員として
積極的に役割発揮

自己評価

当社方針を策定・公表するとともに、スチュワードシップ・コード改訂・再改訂への対応など必要な見直し・公表を適宜実施しており、適切に対応していると評価しています。今後も必要と判断した場合は、適宜見直していきます。

(原則 1) 【参考】 ESG投融資

ESG 投融資 方針

- ESG投融資に関する基本的な考え方および具体的取組み（① 投融資プロセスへのESG課題の組み込み、②重要な社会課題の解決に向けたESG投融資の推進、③ESG課題の投融資先企業との対話および情報開示促進、④ESG投融資の協働と高度化、⑤ESG活動報告の充実）について記載しています。全文については、以下の当社ホームページをご参照ください。
https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/ir/responsible_investment/esg_policy.pdf
- 当社は、一般市民へ甚大な被害を与える兵器(クラスター爆弾、対人地雷、生物・化学兵器などの非人道兵器等)を製造する企業に対する投融資を禁止しています。また、温室効果ガスの排出により気候変動への影響が大きい石炭火力発電・石炭採掘プロジェクトや、企業向けの石炭火力発電・石炭採掘設備の新設・更新、パーム油(パーム椰子殻)、輸入木質チップを燃料として使用するバイオマス発電所の新設・更新等を使用とする投融資は原則取り組まない方針です。

ESG 投融資 への 取組み

- 当社は、責任ある機関投資家として、ステークホルダーへの社会的責任や公共的使命を果たしていくため、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに向けて資産運用を実施。また、ESG投融資を通じて、グローバルな環境・社会課題の解決と国内地域経済活性化等の地域貢献に注力
- 2021-2023年度は5つの重要取組テーマ（「脱炭素社会の実現」、「生物多様性の保全」、「ソーシャル（人権等）」、「健康寿命の延伸」、「地方創生の推進」）を中心にESG投融資を推進し、目標額である8,000億円を上回る約1兆円を実行
- 2024-2026年度は1,200億円を目標に、社会や環境に対してポジティブなインパクトをもたらすことを目的とした「インパクトファイナンス」の拡大に取り組み
- これまでの主なインパクトファイナンス・ESG投融資取組例については、以下の当社ホームページをご参照
https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/ir/responsible_investment/

(原則 1) 【参考】イニシアティブへの参画

- 当社は、責任ある機関投資家として、PRI(責任投資原則)をはじめとして、さまざまなイニシアティブに参画しています。

<p>Signatory of:</p>  <p>Principles for Responsible Investment</p> <p>(2019年1月署名)</p>	<p>持続可能な社会を実現させるため、機関投資家に対しESGを巡る課題を投資の意思決定プロセスに組み込むことを提唱する取組み</p>	 <p>TASK FORCE ON CLIMATE-RELATED FINANCIAL DISCLOSURES</p> <p>(2019年1月賛同)</p>	<p>気候関連のリスクと機会について、情報開示を行なう企業の支援、脱炭素社会へのスムーズな移行によって金融市場の安定化をめざす取組み</p>	 <p>Japan Stewardship Initiative</p> <p>(2020年4月署名)</p>	<p>スチュワードシップ活動の実務課題に関する対応策の検討やベストプラクティス共有を通じた、スチュワードシップ活動の深化・高度化実現を目的に設立されたイニシアティブ</p>
<p>A proud supporter of:</p>  <p>Climate Action 100+</p> <p>Global Investors Driving Business Transition</p> <p>(2021年8月署名)</p>	<p>温室効果ガス排出量の多い世界の上場企業に対し、排出量削減に向けた取組みやその情報開示などについて建設的対話を行うことを目的に設立された機関投資家のイニシアティブ</p>	 <p>CDP INVESTOR SIGNATORY</p> <p>(2021年8月署名)</p>	<p>企業や投資家に対し、環境に関する重要な情報を管理するグローバルな情報開示システムを提供している国際的なNGO</p>	<p>Net-Zero Asset Owner Alliance</p> <p>(2021年10月加盟)</p>	<p>2019年9月、国連環境計画・金融イニシアティブとPRI主導により設立された、2050年までに投融资ポートフォリオの温室効果ガス排出量をネットゼロにすることをめざすイニシアティブ</p>
 <p>Partnership for Carbon Accounting Financials</p> <p>(2022年10月加盟)</p>	<p>金融機関の投融资ポートフォリオを通じたCO2排出量の計測・開示基準を標準化する目的で、2015年に欧州の金融機関を中心に金融業界主導で設立されたイニシアティブ</p>	<p>インパクト志向金融宣言</p> <p>(2022年11月加盟)</p>	<p>環境・社会課題を解決する考え方(インパクト志向)を共有する複数の金融機関が協同し、「インパクト投融资」の量的拡大と「インパクトの測定・マネジメント」の質の向上等をめざすイニシアティブ</p>	 <p>A stewardship initiative for human rights and social issues</p> <p>(2022年12月加盟)</p>	<p>PRIが設立した、機関投資家が一体となって人権・社会課題解決に取り組むイニシアティブ</p>
 <p>Taskforce on Nature-related Financial Disclosures</p> <p>(2023年6月参画)</p>	<p>TNFD(自然資本および生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築するために設立されたイニシアティブ)の活動を支援する組織である「TNFDフォーラム」に参画</p>	 <p>spring</p> <p>(2024年2月署名)</p>	<p>PRIが設立した、生物多様性に関する課題をテーマとした協働エンゲージメント・イニシアティブ</p>		

(原則 2)

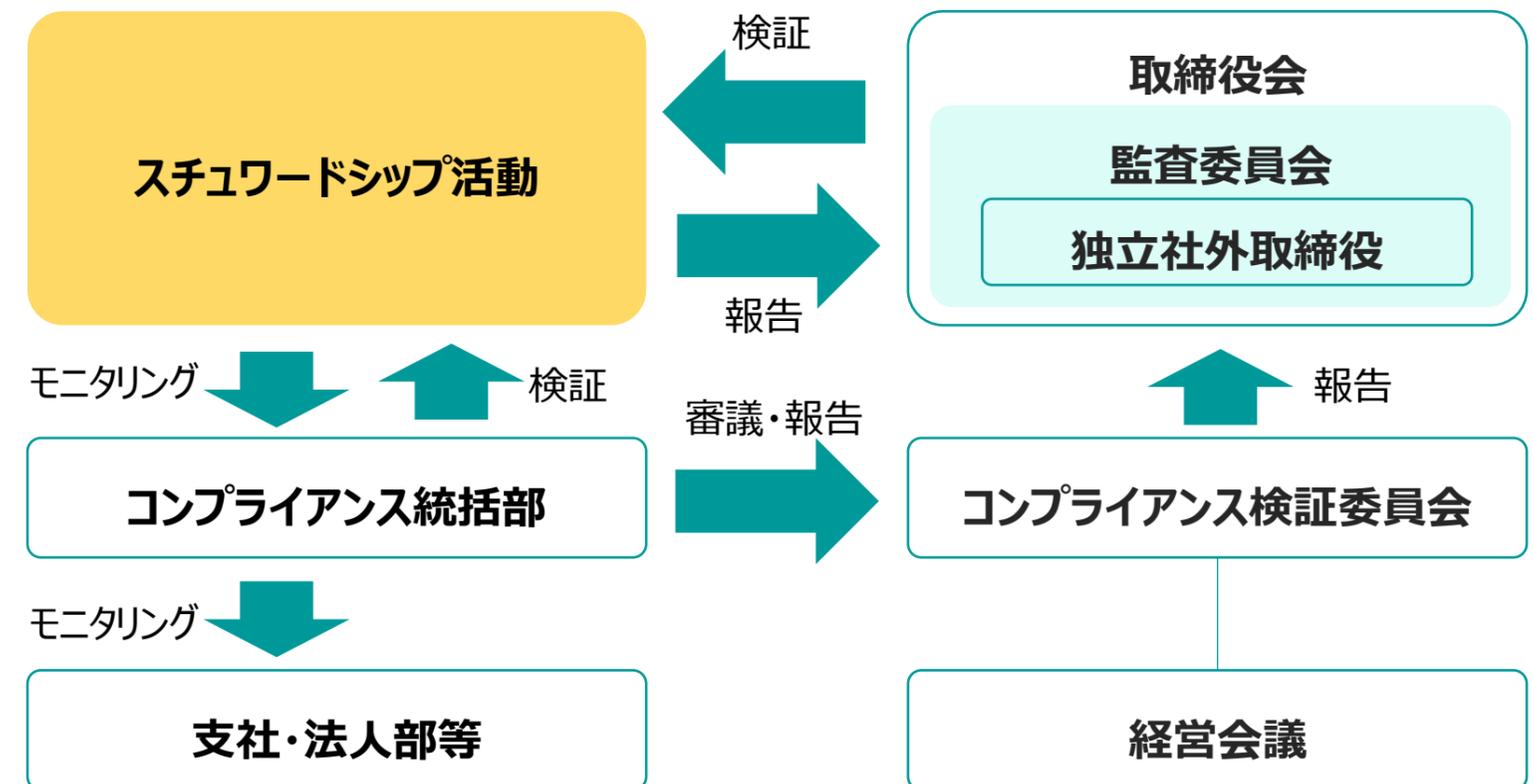
原則 2

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである

当社 方針

- スチュワードシップ活動において利益相反が生じる場合には、お客さまの利益を第一として行動します。お客さまの利益が不当に害されることを未然に防止するため、別に定める「グループ利益相反管理基本方針」に則り、適切に管理します。
- スチュワードシップ活動において利益相反が生じる局面としては、「議決権行使内容の決定を条件に保険商品の購入等をさせる場合、または、保険商品の購入等を条件に議決権行使内容を決定する場合」を想定していますが、議決権行使の賛否判断のプロセスは資産運用分野の関連各部署で完結しています。
- また、監査委員会において、利益相反管理の視点から、議決権行使結果の検証を行なうことで、利益相反の防止に努めます。

<スチュワードシップ活動に係る利益相反管理態勢>



(原則2)

取組 状況

- 当社は、**グループ利益相反管理基本方針**を策定・公表し、利益相反の主な類型・管理方法に関する社内規程を定め、適切に管理。同方針については、当社ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/reciprocity/index.html>をご参照
- 社内規程においては、利益相反のおそれがある取引の報告を受けた場合のほか、新規業務の開発、法令改正等が発生した場合など、必要に応じて、全社的な利益相反管理の態勢整備について統括する部署（全体統括部署）が対象取引の見直しを行なう旨を定め、新たに対象取引が特定された場合には全体統括部署が速やかに社内に周知
- コンプライアンスに関する全体統括部署（コンプライアンス統括部）において、**議決権行使に関する禁止事項**など、営業部門に対する活動ガイドライン（コンプライアンス・マニュアル）を策定し、遵守状況のモニタリングを実施。また、**利益相反管理の観点**から、投資先企業との対話記録のモニタリング、議決権行使結果の検証を行ない、これらの結果について、コンプライアンスに関する社内委員会（コンプライアンス検証委員会）を経て**監査委員会へ報告**
- **議決権行使結果の検証**においては、「企業保険収入保険料・同増加率の上位企業」、「代理店収入保険料の上位企業」、「融資残高の上位企業」、「当社の現役役員が社外取締役・監査役を務める企業」について客観的基準を設定し、その基準に該当する株主総会議案のうち、当社基準に照らして反対を検討したものの、最終的に賛成とした行使結果について、利益相反管理の全体統括部署が全件検証し、うち特に重要な行使結果について**監査委員会に報告**
- **監査委員会**では、**議決権行使時、議決権の行使基準変更時**などにおける**利益相反管理の適切性**について、社外専門家・有識者としての視点から検証を行ない、その結果を**取締役会に報告**

(原則2)

自己評価

管理方針の策定・公表、議決権行使に係る利益相反管理の取組みの強化など、利益相反は適切に管理されていると評価しています。今後も継続的な見直しにより利益相反管理態勢の高度化を図っていきます。

<監査委員会>

- 当社は、ガバナンスのいっそうの強化と経営の透明性向上を確保するため、指名委員会等設置会社としています。監査委員会は、会社法に基づき設置される指名委員会・報酬委員会と並ぶ3委員会の一つで、執行役等の職務執行を監査します。
- 当社の監査委員会は、6名中4名が社外取締役で構成され、会社法や会計・金融に詳しい、あるいは企業経営経験が豊富な方々に就任いただいております。ステewardシップ・コードの指針において要請する第三者委員会と同等の機能を果たしています。
- 監査委員会では、利益相反管理の観点から、コンプライアンス統括部からモニタリング状況等の報告を受けるとともに、議決権行使結果、議決権の行使基準変更時の適切性検証等を実施しています。また、不祥事などコーポレートガバナンス上の課題や注目される論点のある議案のうち重要なものについては、必要に応じ議決権行使の判断部署から監査委員会に対応方針を事前報告し、社外からの視点も参考とする取組みを行なっています。

監査委員会メンバー

	氏名	現職
社外取締役（委員長）	上村 達男	早稲田大学名誉教授
社外取締役	佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
社外取締役	秋田 正紀	株式会社松屋 取締役会長兼取締役会議長
社外取締役	吉井 久美子	T M I 総合法律事務所パートナー
社内取締役	荒谷 雅夫	—
社内取締役	菊川 隆志	—

<コンプライアンス検証委員会>

- コンプライアンス統括部の担当執行役を委員長、コンプライアンス・リスク関連部署、本社主要部署の部長をメンバーとし、利益相反管理を含むグループコンプライアンス態勢の高度化、コンプライアンスの推進等を行ないます。
- 当委員会においては、議決権行使結果の検証における上位取引先の抽出基準、議決権行使結果の検証、各種モニタリング結果等について審議・報告が行なわれます。

(原則3)

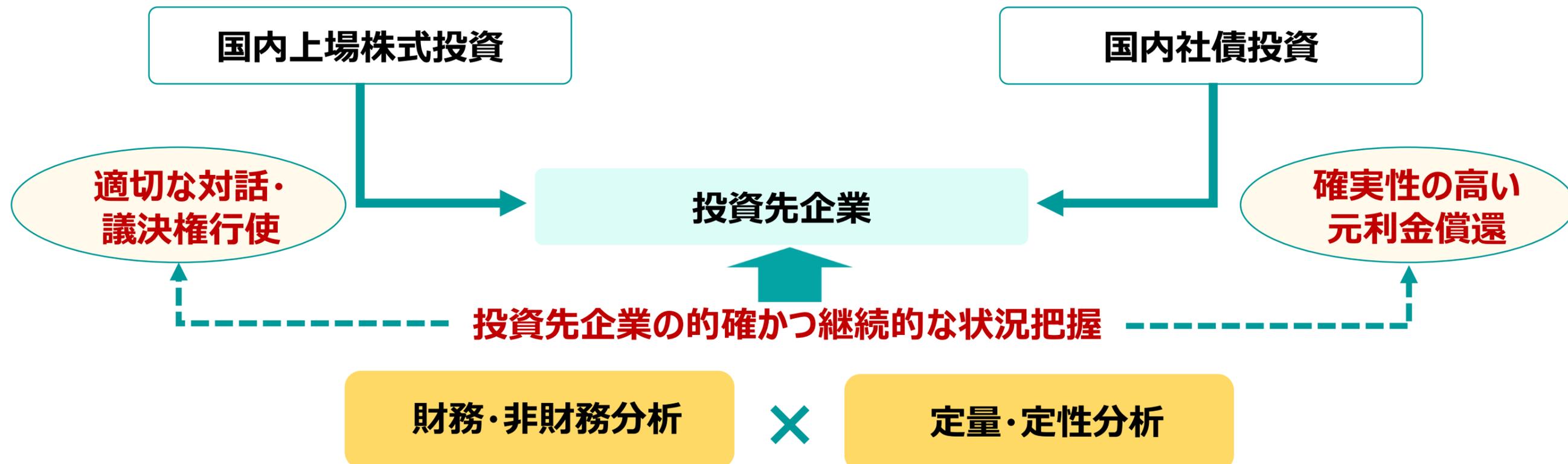
原則 3

当社 方針

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである

投資先企業の状況の把握

- 当社は、国内上場株式への投資においては、対話および議決権行使を適切に行なうため、国内社債への投資においては、元利償還の確実性を高めるため、サステナビリティを含めた投資先企業の状況について、定量面および定性面から的確かつ継続的に把握します。
- とくに、法令違反や反社会的行為、重大な人権問題・環境問題の発生などESGの観点から態勢・機能に問題があり、投資先企業の企業価値を毀損するおそれがあると考えられる事項については、早期の把握に努めます。



(原則3)

取組状況

- 当社では、投資先企業の状況について、**定量面および定性面からの確かつ継続的に把握**。投資先企業による決算説明や対話等も活用して**財務情報**の分析を行なうほか、情報提供機関によるESGスコア・レポート、議決権行使関連業務や役員情報など、**非財務情報**の収集を効率的に行なうため、スチュワードシップ活動に関連する外部ベンダーの情報提供サービスも導入
- 国内株式については、**企業業績・財務状況の推移、株主への利益還元姿勢、ガバナンス態勢等**に問題があると考えられる企業については、社内規程に基づき「**要精査企業**」に指定のうえ、指定事由が解消されるまでの間は、特に注意深くモニタリングを継続するとともに、議決権行使にあたっては全議案の精査を行ない、必要に応じて問題の背景や今後の対応等について対話を実施。**国内社債**（財投機関債を含む）については、**企業業績・財務状況の推移、ガバナンス態勢等**に問題があると考えられる企業については、社内規程に基づき、重点的に信用リスクをモニタリングし、必要に応じて対話を実施
- **投資先企業との対話等において未公表の重要事実を受領することは企図していない**ため、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、公表ベースでの情報収集が主となります。各セクターの担当者は、企業に関する第三者情報（メディア、行政機関等）、適時開示情報等を確認し、企業に対するネガティブな情報や不祥事、業績不振など問題が生じていないかを確認。また株価や社債の利回りやクレジットスプレッドの変動については日々モニタリングしており、急激に内容が悪化した銘柄などについては、必要に応じ原因を確認
- **特別勘定**については、原則として明治安田アセットマネジメント株式会社に運用業務を委託していますが、対話および議決権行使を適切に行なうため、企業業績・財務状況の推移、株主への利益還元姿勢、ガバナンス態勢等について、当社にてモニタリングを実施

自己評価

投資先企業の財務状況については適切に把握されていると評価しています。サステナビリティに関連する非財務情報の収集・分析力の強化と投資プロセスへの体系的な組み込みを引き続き進めていくことで、責任投資態勢のさらなる高度化を図っていきます。

<不祥事等への対応について>

- 株式価値を毀損する法令違反や反社会的行為、重大な人権問題・環境問題の発生などESGの観点から態勢・機能に問題があると当社が判断した企業の株主総会議案については、全件精査のうえ対応方針を決定します。
- 議案の精査にあたっては、不祥事の改善状況、再発防止のための対策、コンプライアンス・ガバナンス態勢を対話などにより確認のうえ、事案に直接的に関与したと認められ責任が重いと判断される候補者等がいる場合は、当該候補者の取締役・監査役選任議案への反対を検討するとともに、当該企業における役員賞与、役員報酬の増額、退職慰労金贈呈議案などについても反対を検討します。

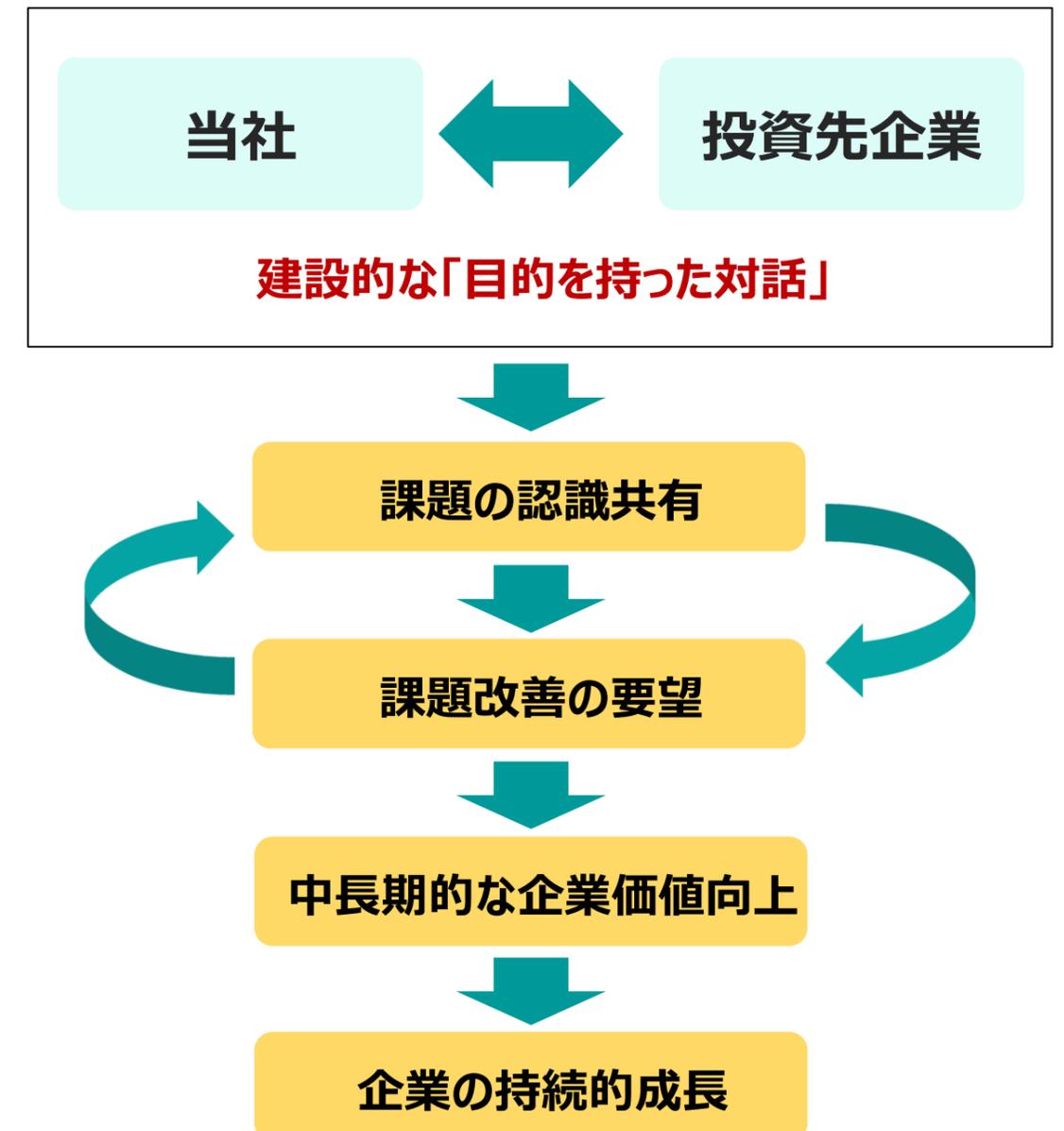
(原則4)

原則 4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである

当社 方針

- 当社は、国内上場株式への投資においては、投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考え方としています。その中で投資先企業との対話を通じて、投資先企業の企業価値ならびに当社の株主利益を最大化することに努めることが重要と認識しています。
- 国内社債への投資においては、長期かつ安定的な運用収益の確保を基本的な考え方としています。その中で、投資先企業との対話を通じて、将来的に投資先の信用に影響を与える可能性がある課題を把握することも重要と認識しています。
- 従って、当社は、長期的な視点から、投資先企業とESGやサステナビリティの観点から対話を行ない、投資先企業との認識の共有に努めます。この過程で、課題のある企業には改善を求めます。
- 対話については単独で行なうことを基本としますが、他の機関投資家と協働して対話を行なうこと（協働エンゲージメント）が有益または効果が十分に期待できる場合には、必要に応じて柔軟に対応します。
- また、当社は、投資先企業との対話の内容を記録・管理し、これをふまえた継続的かつ建設的な対話を行ないます。
- なお、当社は、投資先企業との対話において、未公表の重要事実を受領することは企図していません。万一、受領した場合は、法令および社内規程に基づき、速やかに売買中止措置等の必要な措置を講じます。



(原則4)

取組 状況

- 投資先企業の状況について収集した企業情報、業界情報などから課題を分析、過去の対話における課題改善要望の内容や改善状況などを確認・把握したうえで対話内容を検討。そのうえで、長期的な視点から、投資先企業とESGやサステナビリティの観点から対話を行ない、投資先企業との**認識の共有**に努めるとともに、**課題があると考えられる企業には改善を要請**
- 対話のテーマについては、ESGに関する項目を積極的に取り組み、対話先については、**脱炭素、生物多様性、ソーシャル（人権等）**が注目される企業に加えて、当社の「**注力する優先課題**」である「**健康寿命の延伸**」と「**地方創生の推進**」を新テーマに定め、これらのテーマと親和性の高い企業と**社会的インパクトの創出をめざした対話**を実施。また、東京証券取引所の要請により資本コストや株価を意識した経営に注目が高まるなか、**PBRが低位にある企業との対話**を開始 **P.29、30**
- 対話手法の高度化の一環として、従来から実施している「課題認識の共有」や「課題解決に向けた要望」に加え、昨年度から**提案型対話**に取り組み、「**対話先企業が抱えるESG課題などに対する他社の取組みの好事例の紹介**」や「**対話先企業が生み出すアウトカム（社会への効果）の指標やKPIの提案**」などを通じ、**建設的な対話**を実施。提案型対話については、**資本業務提携先であるSDGインパクトジャパン社等から入手した知見を活用** **P.28**
- 対話については、対話主管部署と国内株式と国内社債の運用担当部署が連携し、知見を共有しながら、対話の高度化を推進
- 社外取締役との対話**をのべ4社と行ない、「社外取締役の執行と監督の分離」や「指名委員会における後継者育成」について議論を実施
- 当社は、生命保険協会による協働エンゲージメントにも参加。2023年度の活動では、「株主還元の充実」・「ESG情報の開示充実」・「気候変動の情報開示充実」の3つをテーマとし、対象企業に書簡を送付のうえ、参加会社が分担して対話を実施 **P.39**

自己 評価

当社方針に沿って適切に実施していると評価しています。今後は、提案型対話の強化などにより、企業の課題解決を加速させるとともに、それに必要な知見を複数の資産担当部署で共有することにより、より幅広い企業の企業価値向上を後押しします。

(原則5)

原則 5

当社 方針

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである

- 国内上場株式における議決権行使については、当社ルールに則り、適切に対応します。なお、議決権行使の判断基準を改正する場合は、監査委員会において、その適切性について検証します。
- 経営手法やコーポレートガバナンスの形態等については、その企業の独自性等を尊重することを基本としていますが、株主利益の向上への取組みやESGの観点から態勢・機能に問題があると考えられる企業については、企業との積極的な対話および株主議決権の適切な行使を通じて、長期的な観点からの企業価値および株主利益の向上に資する取組みを要望することとしています。
- 株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、ESGの観点から問題があると判断される議案、株主利益を毀損する可能性がある議案に対しては、株主として必要な働きかけや意思表示等を行ないます。
- 議決権行使の判断基準については「議決権行使への取組みについて」において開示します。また、議決権の行使結果については、議案の主な種類ごとの集計開示および投資先企業の各議案に投じた賛否の個別開示を当社ホームページにおいて定期的の開示するとともに、会社提案議案に反対した場合はその理由、当社の重要な取引先の議案において議決権行使の判断基準に照らして説明を要する判断を行なった場合は、その理由についても開示します。

判断基準

当社ホームページに内容を開示
(『議決権行使への取組みについて』)

改正時は当社の監査委員会において適切性について検証

行使結果

当社ホームページに内容を開示
(開示内容)

- 議案の主な種類ごとの賛否の集計
- 投資先企業の各議案（子議案）ごとの賛否
- 判断事由（会社提案に反対した場合や、当社の重要な取引先の議案において議決権行使の判断基準に照らして説明を要する判断を行なった場合）

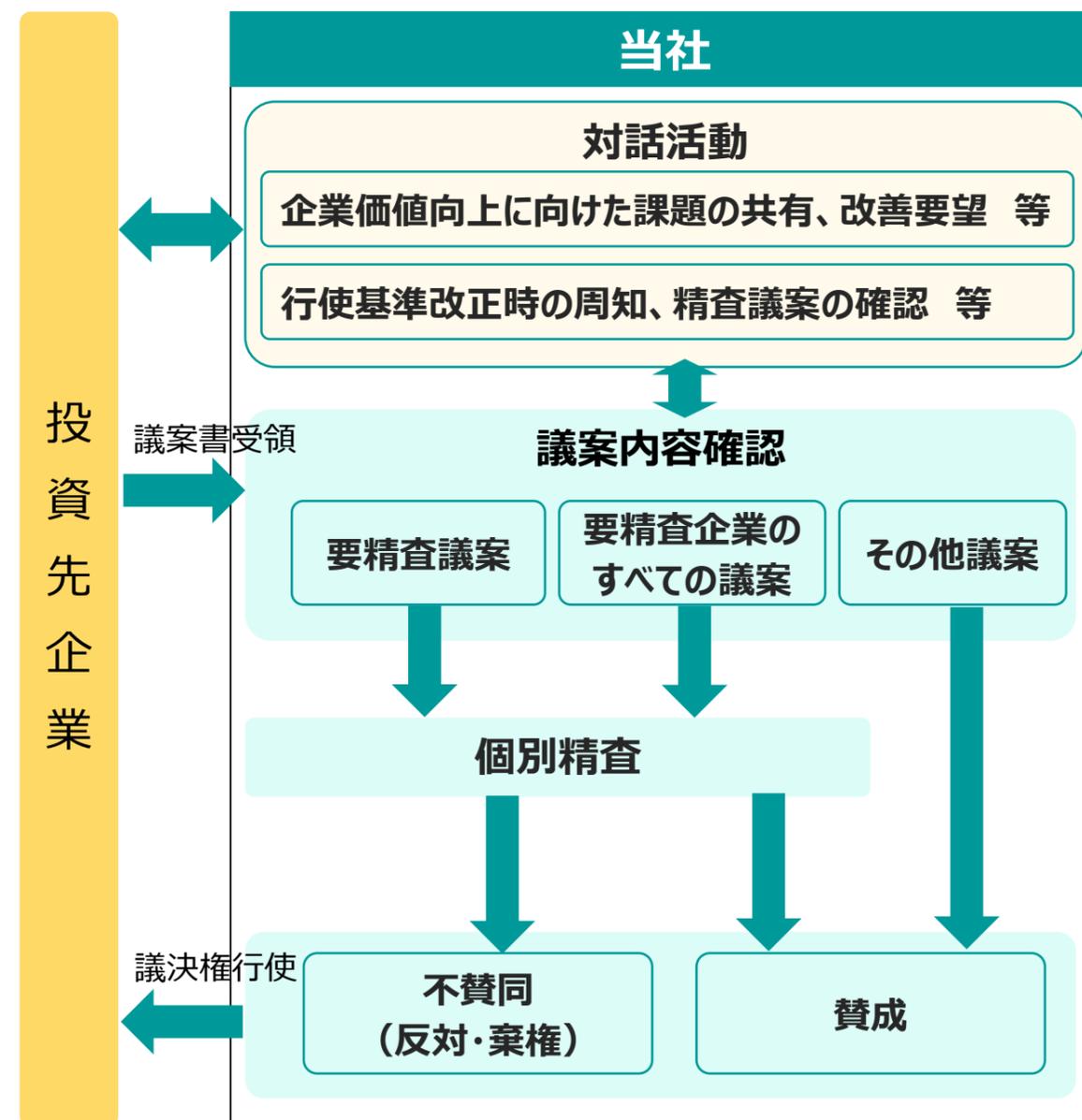
(原則5)

取組状況

- 国内議決権行使の方針については、「議決権行使への取組みについて」を策定、公表し、議決権行使にあたっての基本的な考え方、議決権行使のプロセスおよび行使結果の公表方針、主な判断基準を開示
- 国内上場株式への投資においては、企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考え方としており、投資先企業との「対話」による認識の共有がより重要と認識。議決権行使にあたっては、行使方針をベースとしつつ、対話等により把握した投資先企業の状況等もふまえたうえで、議案に対する賛否を判断。判断においてはすべて自社で意思決定し、議決権行使助言会社の推奨は非使用
- 議決権の行使結果について、議案の主な種類ごとに整理・集計した「集計開示」および個別の投資先企業および議案ごとの「個別開示」ともに公表。また当社の重要な取引先の議案において議決権行使の判断基準に照らして説明を要する判断を行なった場合は、その理由についても開示（議決権行使結果および議決権行使の方針の詳細は、以下の当社ホームページをご参照）
https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/ir/responsible_investment/index.html#stewardship
- 当社は収益（品貸料）獲得を目的に貸株を行なっていますが、議決権に係る権利確定日をまたぐ取引は実施せず

自己評価

議決権の行使方針および議決権行使結果について適切に公表するとともに、議決権行使に際しては、形式的な判断にとどまらず、対話等により把握した投資先企業の状況もふまえたうえで判断を行っており、適切な対応がなされているものと評価しています。行使方針については、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう、今後も適切に見直しを行ないます。



(原則 6)

原則 6

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである

当社 方針

- 本方針の実施状況については、当社ホームページにおいて定期的に開示します。

取組 状況

- 当社は、投資先企業との対話の内容および議決権行使結果について記録・管理のうえ、これをふまえた継続的かつ建設的な対話を実施
- これらのスチュワードシップの活動状況については、本資料をはじめ、ホームページにおいて当社方針、議決権の行使方針、議決権の行使結果とあわせて定期的に報告

スチュワードシップ責任を果たすための方針	当社におけるSSC各原則・指針への取組方針を記載。SSCの改訂時のほか、必要に応じて随時見直し
議決権行使への取組みについて	当社における議決権の行使方針について記載。毎年見直しを実施し、公表
議決権の行使結果	主な議案種類ごとの「集計開示」および投資先企業および個別議案ごとの「個別開示」を四半期ごとに公表
スチュワードシップ活動の状況について	本資料。前年7月～当年6月におけるスチュワードシップ活動の状況について、毎年9月ごろを目処に公表
ESG投融资方針	ESG投融资に関する基本的な方針を記載。必要に応じ随時見直しを実施
責任投資活動報告書	当社の責任投資（ESG投融资・スチュワードシップ活動）に関する取組みを紹介

自己 評価

スチュワードシップ活動の状況について、適時・適切な開示による報告が行なわれていると評価しています。報告内容については今後も継続的に改善を図っていきます。

(原則7)

原則 7

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである

当社方針

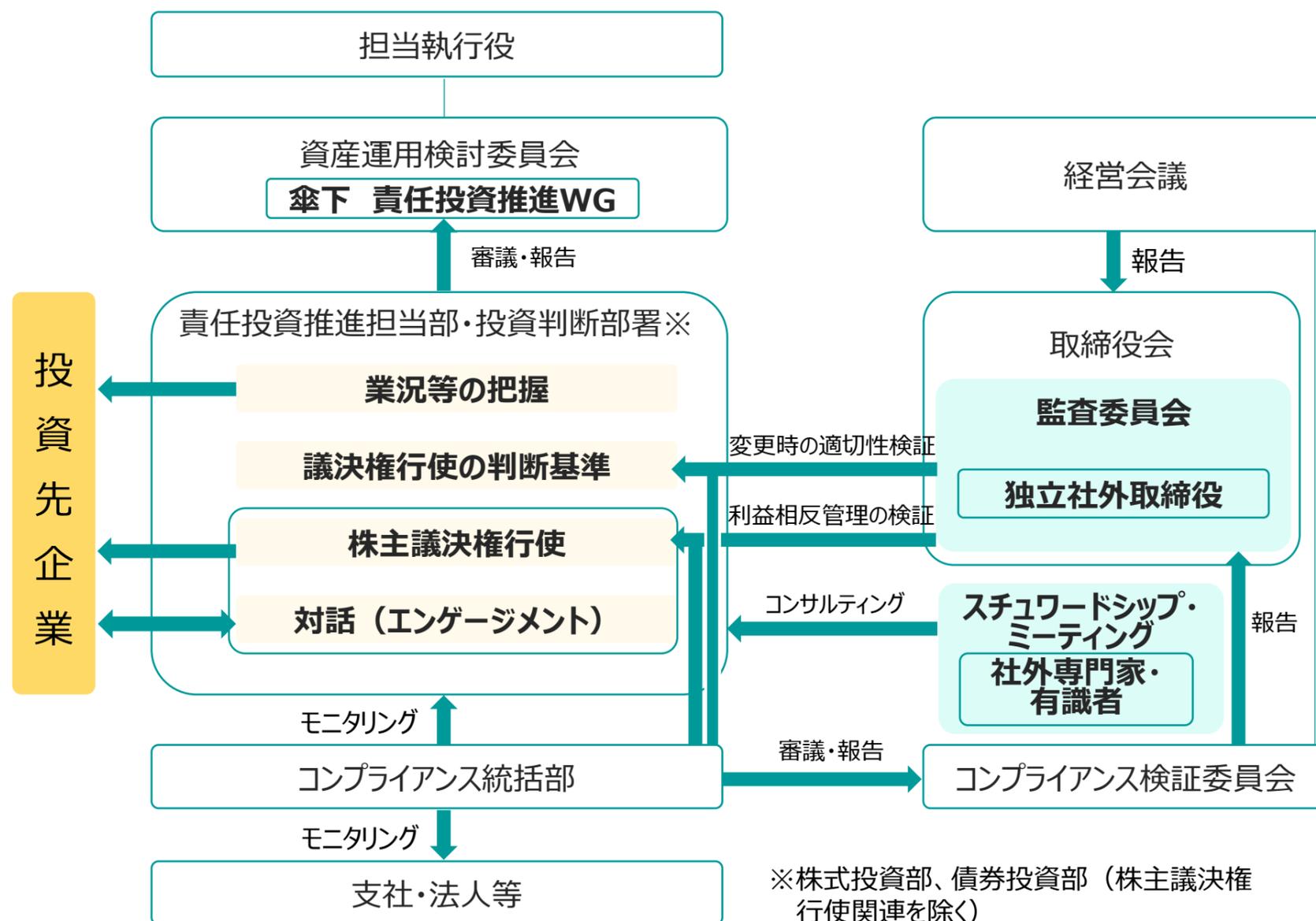
スチュワードシップ活動の充実に向けた取組み

- 社内に設置する委員会において、対話や議決権行使の状況をモニタリングし、適切性について定期的に検証しています。この結果をふまえ、本方針や「議決権行使への取組みについて」についても適宜見直します。
- こうした取組みに加え、投資先企業との対話の実効性向上など、スチュワードシップ活動全般に関するコンサルティングを社外の専門家・有識者から受けること等により、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう、態勢の整備・高度化に努めます。

取組状況

- 当社は、中期の経営計画において、「サステナブルな社会づくりへの貢献」を掲げており、機関投資家としての取組みとして、責任投資を推進。2020年4月に設置した責任投資推進室を核とし、社内委員会の運営を通じた関連部署との連携によりESG投融資およびスチュワードシップ活動の推進と高度化等に取組み（同室は、2024年4月に責任投資推進担当部へ改編）

P.40



(原則7)

資産運用検討委員会 (傘下 責任投資推進WG)

運用企画部の部長を委員長とし、関連する資産運用部署、コンプライアンス関連部署、企画・広報などの一般管理部署の実務責任者をメンバーとし、各種方針等の見直しや対話実施状況・議決権行使状況のモニタリング等、ESG投融資およびスチュワードシップ活動の推進・進捗管理、高度化の取組みについて審議・報告

スチュワードシップ・ミーティング

- 2018年度下期より、投資先企業との対話の実効性向上などスチュワードシップ活動全般に関するコンサルティングを社外の専門家・有識者等（以下、「社外構成員」といいます）から受ける取組みを開始
- スチュワードシップ・ミーティングは、責任投資推進担当部を事務局とし、社外構成員と運用企画・投資判断部署の担当執行役・各部長で構成。議決権行使・対話などの実務担当者も参加するワークショップ形式で開催することにより、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう、スキルアップに取組み

<スチュワードシップミーティングの概要、2023年7月～2024年6月開催分>

第1回	開催日	2023/12/1
	テーマ	2023年6月議決権行使状況と今後の注目点
	主な質疑、討議項目	2023年6月議決権行使を取り巻く状況 議決権行使基準に関する今後の注目点
第2回	開催日	2024/1/12
	テーマ	サステナブルファイナンスの潮流・今見ておくべきテーマ
	主な質疑、討議項目	サステナブルファイナンスの潮流 注目テーマ（生物多様性、人的資本、健康寿命、地方創生）

自己 評価

専門部署の設置や社内委員会の運営等を通じ、対話やスチュワードシップ活動を適切に行なうためのPDCAサイクルを実践しているほか、社外の専門家・有識者のアドバイスを取り入れてスキルアップを図るのみならず、実務にも活用しており、適切な対応がなされているものと評価しています。今後もさらなる実力の向上とスチュワードシップ活動の充実に努めます。

(原則 8)

原則 8

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシッP責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである

当社 方針

当社は「機関投資家から業務の委託等を受け、機関投資家が実効的なスチュワードシッP活動を行なうことに資するサービス」の提供は行なっておりません。

上記の通り、当社は当該サービスの提供は行なっておりません。

1.対話の基本的な考え方

- 当社では、議決権行使時の対話にとどまらず、日頃から業績等の確認や投資先企業の課題についての認識共有、ならびに当社からの改善要望のための対話に取り組んでいます。コーポレートガバナンス態勢や株主還元、業績などに課題があるとみられる投資先企業に対しては、当社の課題認識を伝えるとともに、投資先企業の考え方や取組みを確認しながら課題の改善を促すなど、企業価値向上に向けた働きかけを行なっています。
- 当社は、投資先企業の課題の改善への取組みは必ずしも短期間に実現するものではなく、投資先企業の対応状況を確認しながら継続的な働きかけを行なう必要があると認識しています。長期的な視点から粘り強く対話を実施しても改善が見られない場合は、議決権の反対行使、売却を行なうことも検討します。

<取組みの推移>

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------

<財務や株主還元、議決権行使と関連する対話>

経営戦略（ROE、資本コスト）、株主還元（配当性向）、業績、ガバナンス態勢など P.37、38

低PBR P.29

女性取締役選任状況等

<サステナビリティに重点をおいた対話>

脱炭素：CO2多排出企業のCO2削減取組みへの働きかけ P.35、36

生物多様性の保全・ソーシャル（人権等）の取組みを推進

生物多様性の対話において、自然関連への『依存・影響』を分析 P.31

健康寿命の延伸・地方創生の推進：インパクト創出を企図 P.30

<対話の高度化>

国内社債における対話（スチュワードシップ・コードの対象資産拡大） P.32

提案型対話の推進（開示好事例の紹介、アウトカムへのKPI設定およびモニタリングの提案） P.28

対話先企業選定の高度化（ESG全般の取組状況を考慮）

2. テーマ

テーマ	視点
経営指標	<ul style="list-style-type: none"> 資本コストをふまえたROEなど、経営指標の設定状況と水準の妥当性 経営計画、経営戦略、今後の事業環境等 経営指標の達成、資本効率向上に向けた取組み
株主還元	<ul style="list-style-type: none"> 配当方針や自社株買いなど株主還元についての考え方 資本政策や手元資金の用途 <p>当社が考える望ましい株主還元の中長期の平均的な水準 ⇒配当性向30%以上</p>
マテリアリティ等	<ul style="list-style-type: none"> 企業として中長期的にめざす姿や期待される企業価値の向上についての明確な開示 事業環境が変化する中で、「リスク」と「機会」を適切に認識し、マテリアリティが適切に設定 中長期の経営計画など経営の中核におけるSDGs、ESGの取込み。SDGs、ESGを全社をあげて取り組む態勢整備
ESG課題	<ul style="list-style-type: none"> 以下のESG項目について、対話先企業それぞれにおける課題、重要度が高いと考えられるテーマを中心に情報開示、対応状況等を確認するとともに、必要に応じて改善要望の申入れを実施
E (環境)	脱炭素（温室効果ガス削減等）、自然資源（水資源枯渇への対処、責任ある原料調達等）、廃棄物管理（有害物質と廃棄物管理、包装材廃棄物等）、環境市場機会（再生可能エネルギー、クリーンテクノロジー等）、生物多様性（取組方針、目標設定、推進態勢等）
S (社会)	人的資源（労働マネジメント、労働安全衛生、ダイバーシティ、人的資本）、製品サービスの安全（製品安全品質、責任ある調達・投資等）、社会市場機会（健康市場機会、ヘルスケアへのアクセス）、新型コロナウイルス感染症対応（従業員の安全確保のための職場環境整備、業務プロセスの見直し等）、人権、ジェンダー平等、環境保全、社会的責任等に配慮したサプライチェーンの構築、地方創生の推進、健康寿命の延伸
G (ガバナンス)	コーポレートガバナンス（取締役会の独立性および構成、取締役会の実効性、取締役の報酬等）、コンプライアンス・リスク管理（不祥事、情報管理等）

3.対話先企業の選定

- 2023年7月～2024年6月においては、主に以下に該当する企業等との面談やWeb会議などによる対話に取り組みました。
- 財務や株主還元等をテーマとする対話では、東証からの要請により注目されている**PBRが低位にある企業**との対話を開始しました。また**サステナビリティに重点をおいた対話**では、**サステナビリティ全般の取組水準が相対的に低位と考えられる企業**や**自然関連への依存度や影響度が相対的に大きい企業**を対話先に選定するとともに、**インパクト創出**を企図した対話を「**健康寿命の延伸**」や「**地方創生の推進**」と親和性が高い企業と行ないました。

<対話先企業の選定事由（例）>

<p>財務や株主還元等に関連する対話</p>	<ul style="list-style-type: none"> 低ROE・株価低迷 株主還元不十分 業績不振（赤字） 低PBR企業 <p>  P.37、38   P.29 </p>
<p>サステナビリティに重点をおいた対話</p>	<ul style="list-style-type: none"> CO2多排出企業  P.35、36 当社が注力する優先課題（健康寿命の延伸・地方創生の推進）との親和性が高い企業   P.30 生物多様性の観点で、相対的に自然関連への依存度や影響度が高いセクターおよび相対的に保有残高が大きいセクターの企業   P.31 サステナビリティ全般の取組水準が相対的に低位と考えられる企業（外部評価等を参照）  新規
<p>上記以外の議決権行使に関係する対話</p>	<ul style="list-style-type: none"> 親会社等を有し、独立役員届出がある社外取締役が3分の1未満 東証プライム上場企業で、独立役員届出がある社外取締役が3分の1未満 買収防衛策を導入し、かつ当社が求める条件を満たしていない 当社の定める独立基準に合致する社外取締役が複数名選任されていない

4.対話件数等

- 2023年7月～2024年6月の対話について、企業価値向上と最も関連する「課題の認識共有・当社からの改善要望」の対話は、153件（対前年比+25件）となりました。その主要部分を占める「サステナビリティに重点をおいた対話」は、58件（+14件）と継続的に増加しています。
- なお、「業況等の確認・その他」が減少している理由は、議決権行使基準の改正が比較的小幅であり、同改正に関連する対話が減少したためです（2023年4月改正は買収防衛策の「有事型」への対応、2024年4月改正はなし）。

主な目的	2020年7月 ～2021年6月	2021年7月 ～2022年6月	2022年7月 ～2023年6月	2023年7月 ～2024年6月	(前年比)
	業況等の確認・その他	218件	345件	403件	
議決権行使時における対話	207件	195件	193件	183件	▲10件
課題の認識共有・当社からの改善要望	141件	142件	128件	153件	+25件
サステナビリティに重点をおいた対話（※）	21件	23件	44件	58件	+14件
計	566件	682件	724件	686件	▲38件

（※）「サステナビリティに重点をおいた対話」は、その殆どが「課題の認識共有・当社からの改善要望」に該当することから、上表および下図では「課題の認識共有・当社からの改善要望」の中に記載

「課題の認識共有・当社からの改善要望」を目的とする対話のテーマ

- 低ROE・株価低迷
- 株主還元不十分
- 業績不振（赤字）
- 低PBR
- 不祥事
- サステナビリティなど

P.37、38

P.29

新規

サステナビリティに重点をおいた対話

- 脱炭素
- 生物多様性
- ソーシャル（人権等）
- 健康寿命の延伸、地方創生の推進をテーマとしたインパクト創出を企図した対話

P.35、36

P.31

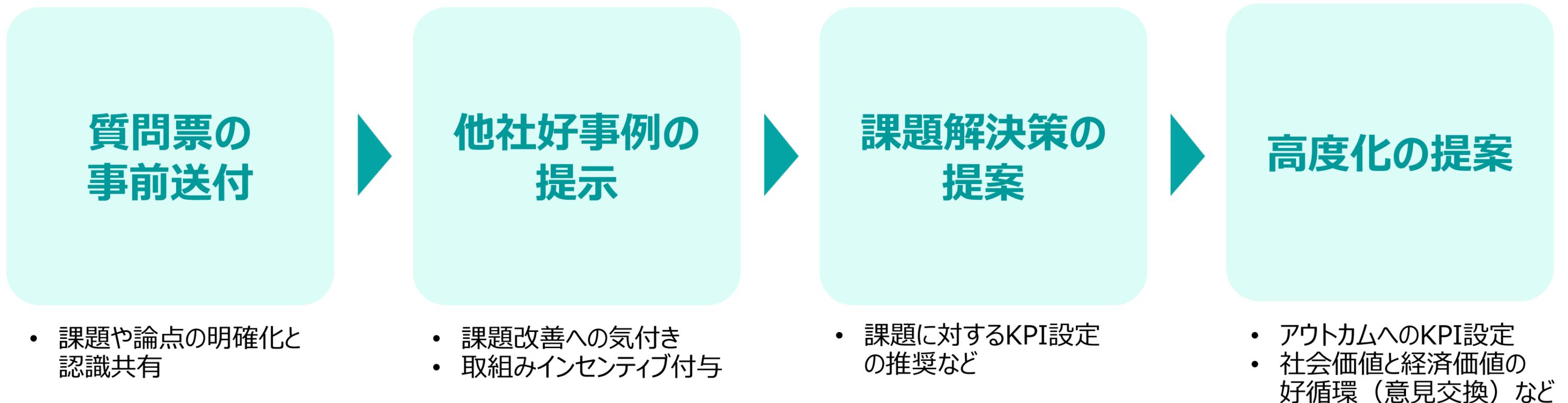
新規

P.30

5. 具体的な取組み（提案型対話）

- 当社では、対話手法の質的な強化として、従来から実施している「課題認識の共有」や「課題解決に向けた要望」に加え、**提案型対話**（課題解決に向けて当社から提案を行なうもの）に取り組んでいます。具体的には、当社がこれまで獲得してきた知見も活用しながら、「対話前に企業へ送付する**事前質問票の改良**（質問、要望、提案等を記載）」、「対話先企業が抱える課題に対する**他社の取組みの好事例の紹介**」、「対話先企業の**重要ESG課題に対するKPI設定の推奨**」、「対話先企業が創出する**アウトカムやKPI設定の提案**」などの取組みを通じ、**建設的な対話**を行なっています。

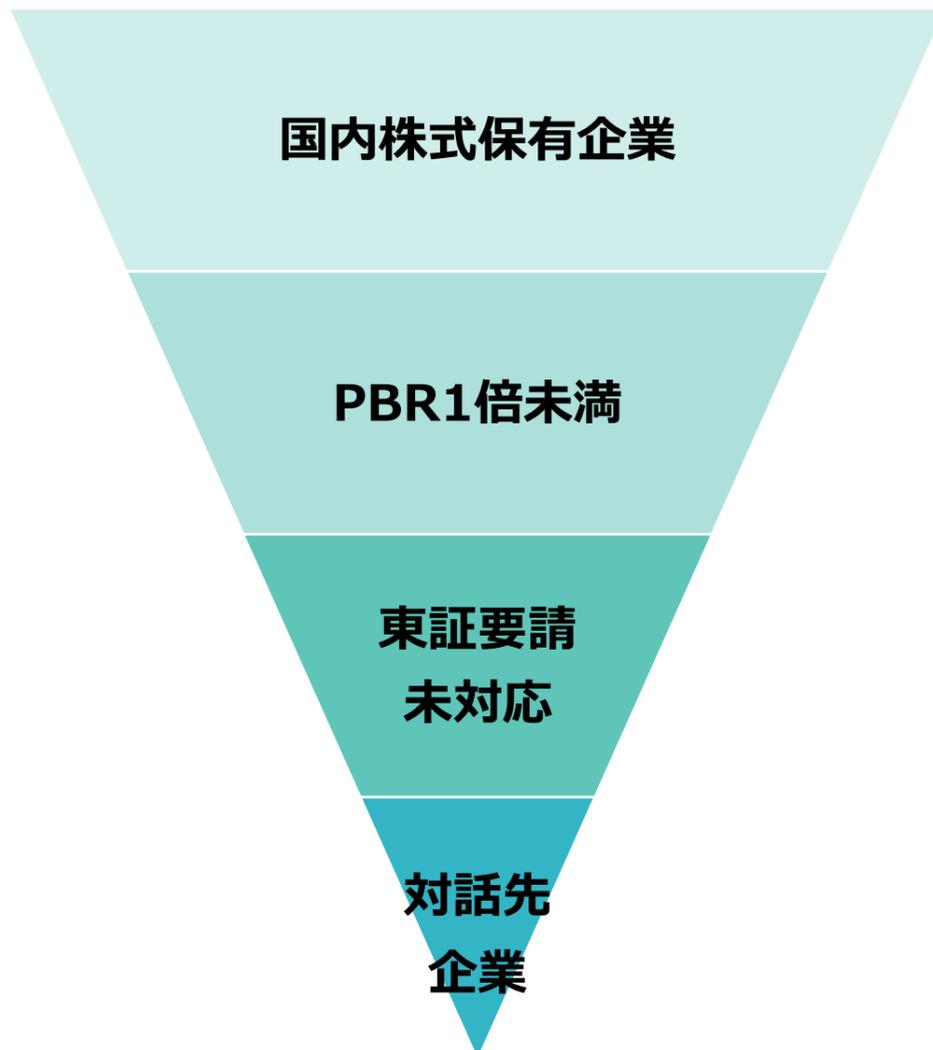
< 「提案型対話」に向けた段階的な高度化の取組み ～要望事項の進化～ >



5. 具体的な取組み（PBRが低位にある企業との対話）

- 当社は、2023年度、**新たな取組み**として、東京証券取引所の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を背景に資本コストや株価を意識した経営に注目が高まるなか、**PBRが低位にある企業との対話**を開始しました。具体的には、**東証要請への取組状況などを確認**のうえ、**他社の取組み好事例等を紹介し、PBR向上に向けた提案型対話**を行なっています。

<対話先企業のスクリーニング>



<主な対話内容>

- 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」への取組状況の確認

「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請内容

<現状分析>

- 自社の資本コストや資本収益性を的確に把握
- その内容や市場評価に関して、取締役会で現状を分析・評価

<計画策定・開示>

- 改善に向けた方針や目標・計画期間、具体的な取組みを取締役会で検討・策定
- その内容について、現状評価とあわせて、投資者にわかりやすく開示

<取組みの実行>

- 計画に基づき、資本コストや株価を意識した経営を推進
- 開示をベースとして、投資者との積極的な対話を実施

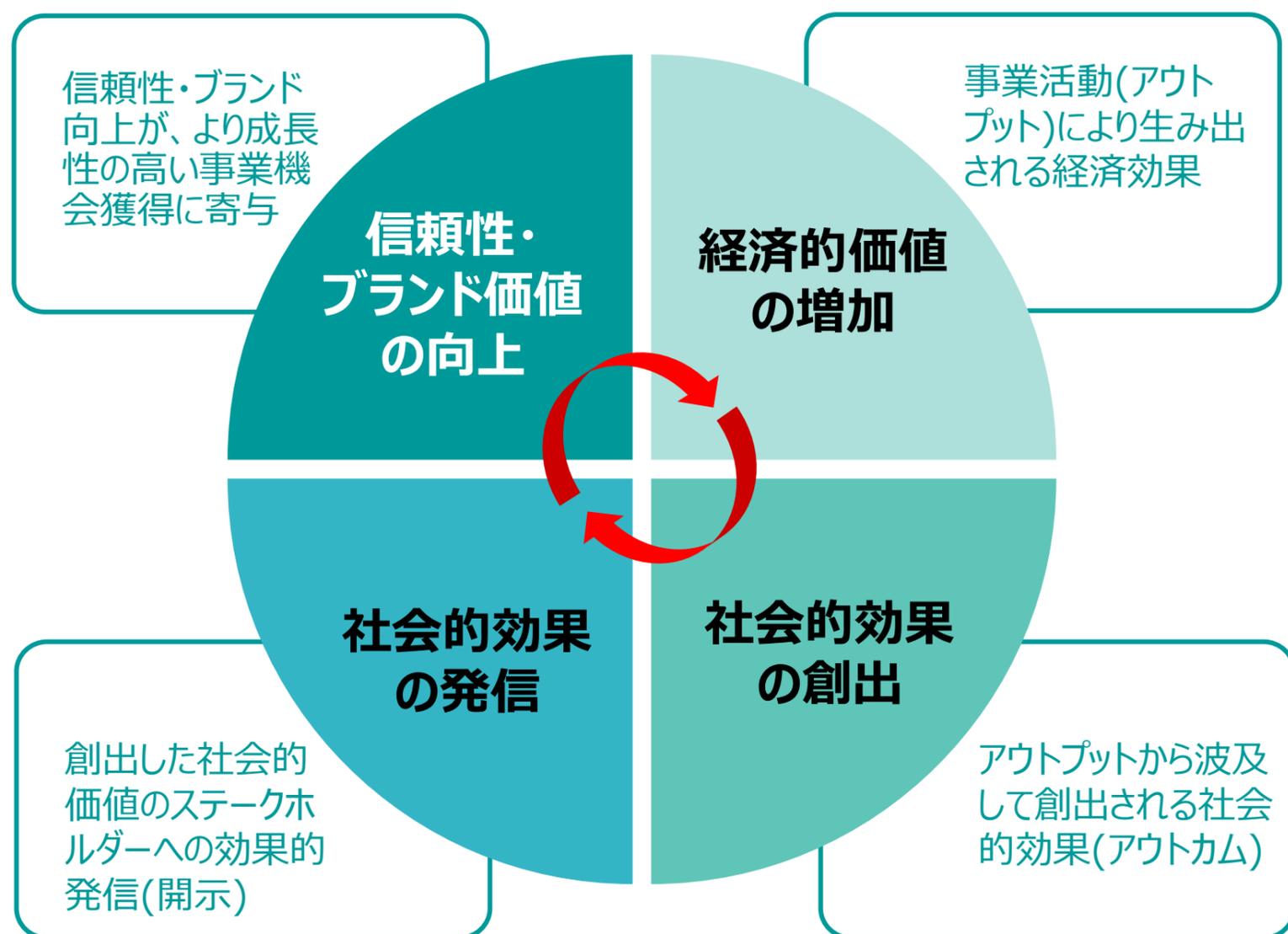
- 「PBRが低位にて推移している理由」、「ROE向上に向けた施策とその取組状況」、「株主資本コストの把握」、「情報開示」に関する確認と改善要請、提案
- 他社の取組み好事例の紹介

5. 具体的な取組み（インパクト創出を企図した対話）

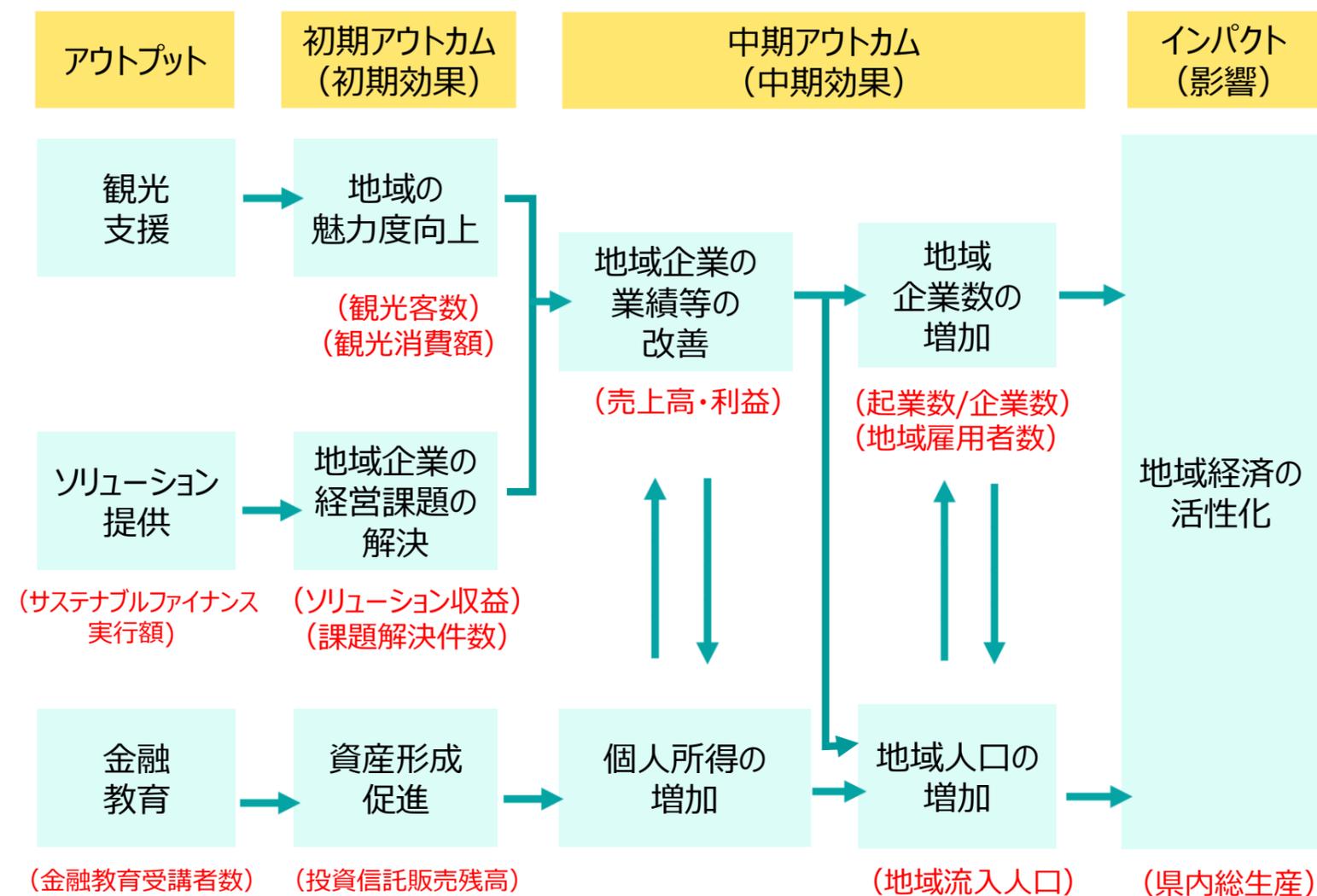
新規

- 2023年度は、**新たな取組み**として、当社の優先課題である「**健康寿命の延伸**」と「**地方創生の推進**」をテーマに、**インパクト創出を企図した対話**を開始しました。具体的には、「企業の経済価値向上がインパクトを創出し、それをステークホルダーへ情報発信することにより、企業の信頼性・ブランド価値が高まり、次の経済価値向上につながる」という好循環を実現するため、企業にロジックモデルやアウトカムのKPIを提案し、建設的な対話を行ないました。

<社会的価値創出が経済的価値向上に繋がる好循環>



<ロジックモデルのイメージ図（地方創生の推進）>



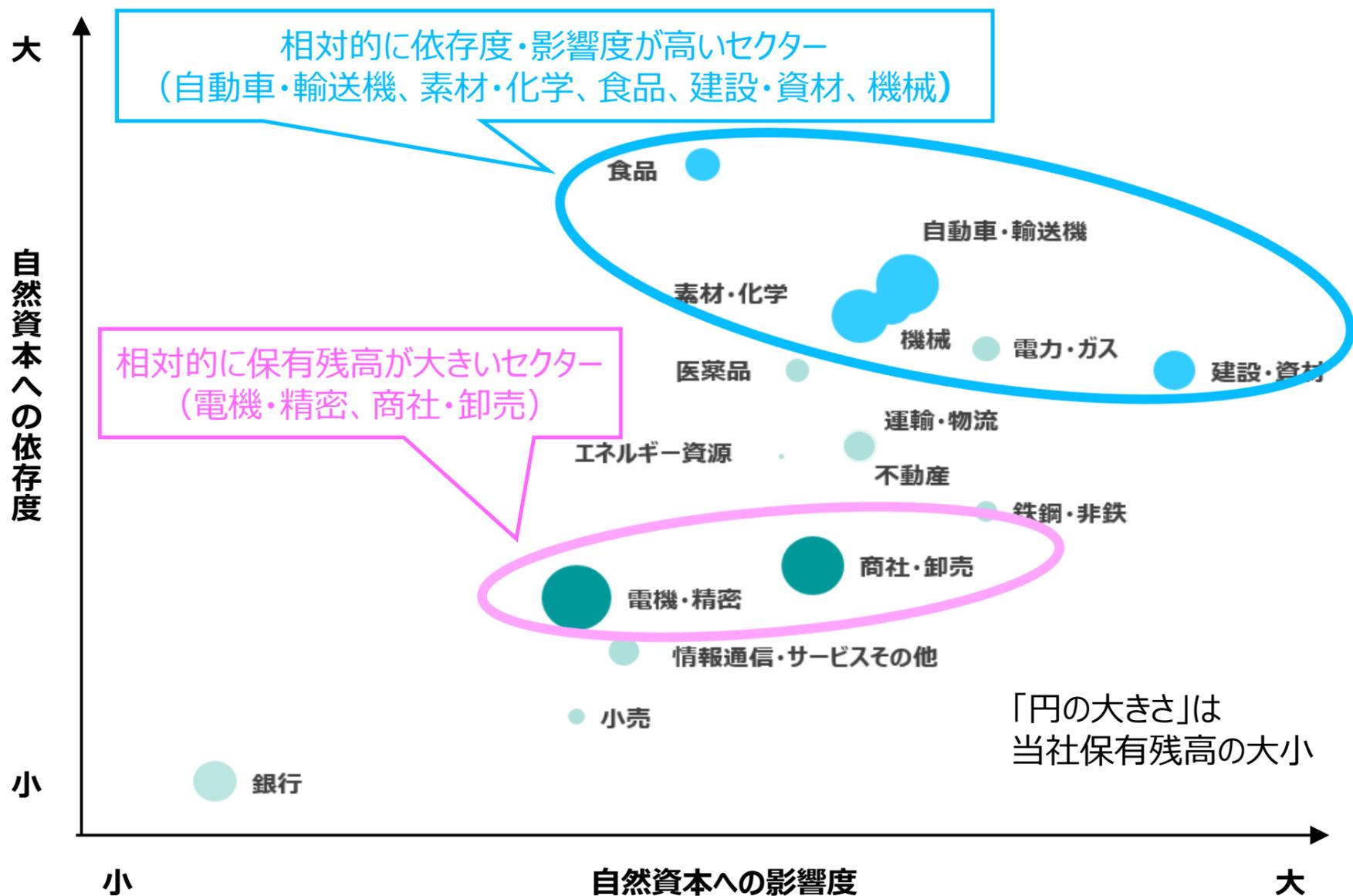
※括弧内はKPI候補例

5. 具体的な取組み（自然関連の『依存・影響』の分析に基づく生物多様性の対話）

新規

- 当社では、2022年度に**生物多様性**をテーマとした対話を開始し、2024年度からは、TNFDで使用が推奨される自然関連リスク分析ツール「ENCORE」を活用し、**相対的に自然資本への依存度や影響度が高いセクター**および**相対的に保有残高が大きいセクターの企業**について、**自然資本や生物多様性の保全への取組み・開示の高度化**に向けた対話を推進しています。

<依存・影響の関係図（当社の株式ポートフォリオ）>



<主な7業種における自然資本への依存・影響レベル評価>

小← [Color Scale] →大

<依存>

業種区分	地下水	地表水	希釈機能	気候抑制	水質	水量調節	洪水・暴風抑制	浸食防止	騒音・光害抑制
機械	Light	Light	Light						
建設・資材	Light	Light	Light						
自動車・輸送機	Dark	Dark	Dark	Light	Dark	Dark	Dark	Light	Dark
商社・卸売	Light	Light	Light	Dark	Light	Light	Dark	Dark	Light
食品	Light	Light	Light						
素材・化学	Dark	Dark	Light	Light	Light	Light	Light	Light	Light
電機・精密	Dark	Dark	Dark	Light	Light	Light	Light	Light	Light

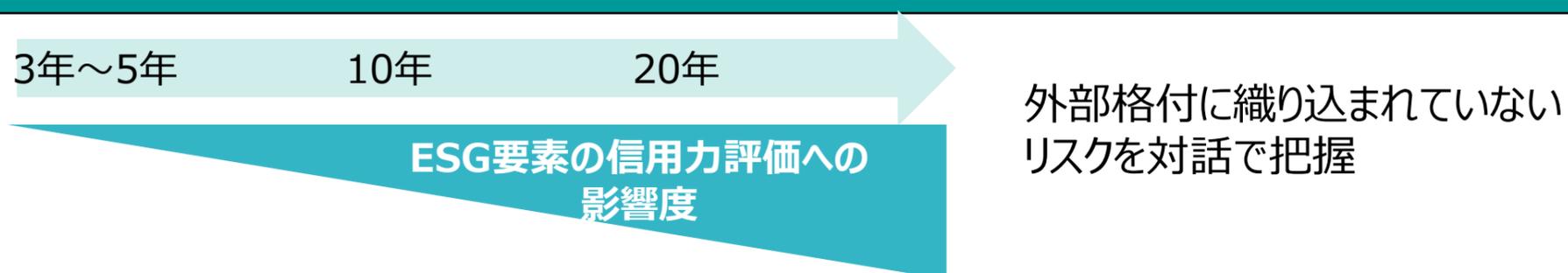
<影響>

業種区分	水利用	陸上生態系	淡水生態系	GHG排出	大気汚染	水質汚染	土壌汚染	固定廃棄物	生活妨害
機械	Light								
建設・資材	Light								
自動車・輸送機	Dark	Light	Light	Dark	Dark	Dark	Light	Light	Dark
商社・卸売	Light	Light	Light	Dark	Dark	Light	Light	Light	Dark
食品	Light								
素材・化学	Dark	Dark	Dark	Light	Dark	Dark	Dark	Dark	Light
電機・精密	Light	Light	Light	Dark	Light	Dark	Dark	Dark	Dark

5. 具体的な取組み（国内社債の対話）

- 当社は、2020年度のステュワードシップ・コードの改訂に伴い、同コードの対象資産に国内社債を加え、以降、国内社債の対話に取り組んでいます。
- 国内社債の対話の意義は、①**長期的なデフォルトリスク把握**、②**資金使途の適切性確認**、③**発行体企業のESG取組みの促進**です。対話を通じて投資先の社会的価値向上への貢献をめざします。

意義①：長期的なデフォルトリスク把握



対話先

- 当社の社債保有残高が多い企業
- ESGの取組みが遅れている企業

意義②：資金使途の適切性確認



対話先

- 当社がESG債に投資する企業

意義③：発行体企業のESG取組みの促進



対話先

- CO2排出量上位企業
- ESGの取組みが遅れている企業
- 当社がESG債に投資する企業

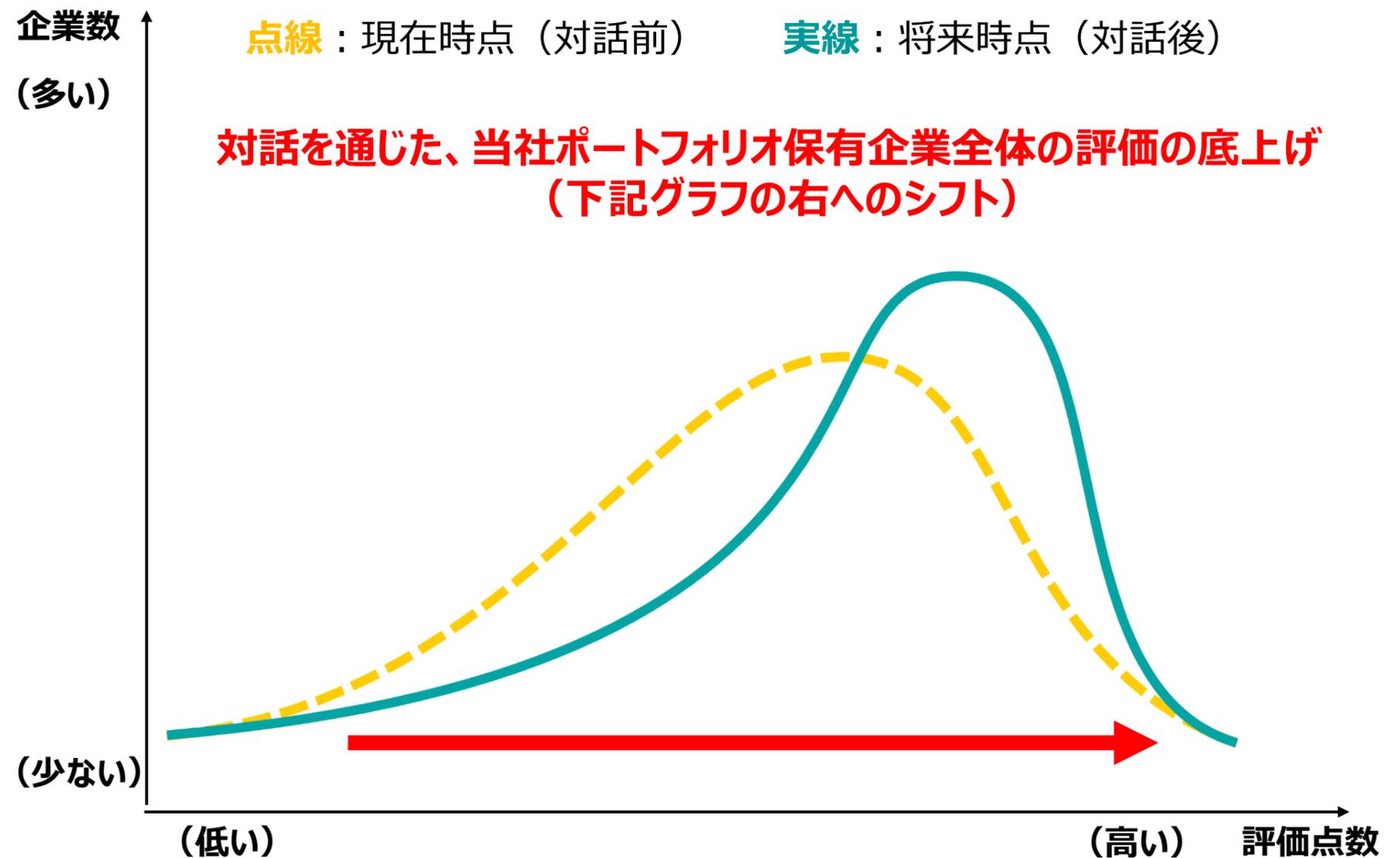
5. 具体的な取組み（ESG対話をふまえた企業評価）

- 当社では、対話先の**ESG重要課題の取組状況に基づく定量評価**を行ない、対話先との**課題認識の共有**や**改善要望、提案**に活用しています。
- 評価項目については高度化に取り組んでおり、これらの対話により、**当社ポートフォリオ保有企業全体の評価の底上げ**を図り、**投資を通じた安定的かつ高い水準での社会的価値創出**をめざしています。

<主な対話評価項目（例）>

	重要課題	評価項目
E (環境)	CO2削減	2030年目標（政府目標との整合性）
		2030年目標達成の蓋然性
	生物多様性 保全	生物多様性保全方針の制定
		海洋環境保全・大気汚染防止等の取組み TNFD開示への対応
	TCFD開示	財務への定量インパクトの開示有無 財務への定性インパクトの開示有無
S (社会)	人権保護	人権方針の制定
		人権DDスキーム構築
		サプライチェーン管理態勢
	ジェンダー	女性管理職比率 男女間賃金差
	人的資本管理	経営戦略と人材戦略の連動性 定量的KPIの設定
G (ガバナンス)	取締役会	社外取締役比率
		指名報酬委員会の態勢
	サステナビリティ 推進	サステナビリティ推進態勢
		マテリアリティの特定
役員報酬	ESG評価指標の導入 マテリアリティとESG評価指標の連動	

<当社ポートフォリオ保有企業の評価点数の分布（イメージ図）>



5. 具体的な取組み（対話先企業のマイルストーン管理）

- 当社では、対話を通じて、投資先企業と認識を共有し、課題のある企業には改善を求め、その後の取組状況を確認しています（マイルストーン管理）。
- 具体的には、サステナビリティに重点をおいた対話においては脱炭素への取組み（CO2排出削減など）を、財務や不祥事などをテーマとする対話においては「資本効率（ROE）、株主還元（配当性向）、業績（営業利益、経常利益、当期純利益）など」を確認しています。

サステナビリティに 重点をおいた対話

確認項目 (例)

個社・総量ベースのCO2排出削減目標の設定

CO2削減目標の水準

カーボンニュートラルに向けたロードマップ

TCFD対応

財務・不祥事などを テーマとする対話

確認項目 (例)

資本効率（ROE）

株主還元（配当性向）

業績（営業利益・経常利益・当期純利益）

不祥事対応・ガバナンス態勢

5. 具体的な取組み（対話先企業のマイルストーン管理 【脱炭素】）

新規

- 下表は、当期（2023年7月～2024年6月）の「サステナビリティに重点をおいた対話」において、前回対話時から改善が見られた企業の割合（※1）です。
- 当社からの要望に対し、「総量ベースのCO2削減目標の設定」、「カーボンニュートラルに向けたロードマップ作成」、「TCFDの気候変動が財務へ及ぼす影響についての開示充実」、「2030年度のCO2排出削減目標の引上げ」など一定の改善があることを確認している一方、目標設定水準や開示の具体性など残存課題もあり、今後も継続的な改善に向けて対話による働きかけを行ないます。

項目	改善した企業の割合
総量ベースのCO2削減目標を設定	100%
カーボンニュートラルに向けたロードマップ作成	67%
TCFDの気候変動が財務へ及ぼす影響についての開示充実	60%
2030年度のCO2削減目標を引上げ	43%

（※1） 当期に「サステナビリティに重点をおいた対話」を行なった企業のうち、前回対話時点の課題の改善を確認できた企業の割合

A社（化学）

テーマ

脱炭素

課題認識
の共有

改善
要望

課題
取組

課題解決
(一部)

対話の概要

対話時期：2021年

- 当社投融資ポートフォリオにおけるCO2多排出企業。「2030年までの排出削減目標（▲17%、2013年比）が低いこと」や「TCFDの気候変動が財務へ及ぼす影響の開示がないこと」等が課題。課題認識の共有を図り、改善を要望

企業の反応等

- 「従来産業界に求められてきたCO2排出削減水準（2030年、▲6.7%）は満たしていたものの、今回の政府目標▲46%（産業界▲38%）に見合った目標を検討するため、数値の積上げを再度行なう必要あり」と課題解決に向けた前向きなコメントあり

改善状況・今後の方針

- 2023年に再度対話を実施
- 要望していた「CO2排出削減目標の引上げ（▲50%）」と「TCFDの気候変動が財務へ及ぼす影響の定性的な開示」について対応していることを確認。一方、TCFDの定量開示は残存課題であることから、モニタリングを継続

5. 具体的な取組み（対話先企業のマイルストーン管理）【脱炭素】

B社（化学）

テーマ

脱炭素

対話の概要

対話時期2021年

- 当社投融資ポートフォリオにおけるCO2多排出企業。「2030年度までのCO2排出削減目標が原単位ベースであり、総量ベースの目標がないこと」や「TCFDの気候変動が財務へ及ぼす影響についての開示がないこと」等が課題。課題認識の共有を図り、改善を要望

企業の反応等

- 2030年度までに▲30%以上削減するためには、プロセス革新や大幅な技術革新が必要。現時点で確実に見込めるものではなく、カーボンニュートラル技術委員会等でチャレンジする。TCFDについては相応に大きな影響があると考え、今後排出量を削減するため、現在の予想がそのまま実現するかは読み切れず

改善状況・今後の方針

- 2023年に再度対話を実施
- 2030年度の総量ベースのCO2削減目標を策定（▲30%、対2013年度）。さらに削減方法ごとの削減量も開示するなど、前回対話時から大きく進展
- TCFDの財務への影響度も大中小の形で開示。ただし金額ベースの開示は残存課題であり、継続的にモニタリング



C社（ガラス・土石製品）

テーマ

脱炭素

対話の概要

対話時期：2022年

- 当社投融資ポートフォリオにおけるCO2多排出企業。「2030年度までのCO2排出削減目標が原単位ベースであり、総量ベースの目標がないこと」や「TCFDの気候変動が財務へ及ぼす影響についての開示の更新がないこと」等が課題。課題認識の共有を図り、改善を要望

企業の反応等

- 2030年度までの総量ベースのCO2排出削減目標については、原単位ベースの目標と両睨みで、技術面と政策面からCO2削減戦略委員会にて検討
- TCFDについては、前回の統合報告書の内容から前進がなかったため今回は開示を控えたが、次回は定量的な開示など拡充を検討中

改善状況・今後の方針

- 2023年に再度対話を実施
- 石炭からLNGへの転換によりScope1の原単位削減目標を前倒し達成。原料由来の削減を早期に行なうことで、2030年度までの総量ベースのCO2排出削減目標として、▲40%（対2000年度）を設定。TCFDでは影響度の大中小とその金額レンジを開示



5. 具体的な取組み（対話先企業のマイルストーン管理【財務等】）

- 下表は、責任投資推進室（2024年4月に責任投資推進担当部に改編）が設置された2020年度以降について、2020年6月時点において課題があった企業のうち、対話等の効果により課題解決が確認できた企業の割合（改善率）を示したもの（数値は2020年6月以降の累積ベース）です。
- 課題解決にはある程度時間を様子すものの、対話等の効果により、企業の課題は改善していることが確認できます。

<改善率の推移>

項目	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
株主還元不十分	50%	63%	63%	63%
3期無配	14%	14%	43%	57%
3期赤字	33%	33%	78%	78%

D社（繊維製品）

テーマ

業績不振（営業赤字）

対話の概要

- 対話時期：2020、2023年
- 業績不振（営業赤字）のため対話。信用リスクの懸念もあり、業況や対応策、見通しを確認するとともに業績改善を要望

企業の反応等

- コロナの影響が想定以上に長引いているものの、2年間の再生プランを設定し、調達原価率の改善、値引き販売の抑制、人員適正化、など構造改革の施策を実施

改善状況・今後の方針

- 再生プランで掲げた施策が奏功し、2023年2月期に黒字転換。2024年2月期は黒字幅を拡大し、課題を解決
- 2023年10月に「PBR改善計画」として、「株主資本コストを上回るROE」と「PERの向上」に向けた取組みを発表

課題認識
の共有

改善
要望

課題
取組

課題
解決

5. 具体的な取組み（対話先企業のマイルストーン管理【財務等】）

E社（陸運）

テーマ

長期無配

対話の概要

- 対話時期：2016～2023年
- 長期間にわたり無配が継続。粘り強く対話による働きかけを行なうものの、復配の見通しが立たず、議決権行使では取締役選任議案に反対行使

企業の反応等

- 無配としている要因は、負債が多いため。ローカル線が抱えるリスクもあることから、復配を行なう前に、剰余金を一定水準確保し、有利子負債を減少させ、財務の健全化させることが必要

改善状況・今後の方針

- 2024年3月期の期末配当から復配
- 背景は、不動産事業などの強化による利益剰余金や自己資本比率の上昇
- ただし、配当性向の水準は低いことから、配当継続とさらなる株主還元の充実を要望し、モニタリングを継続

課題認識
の共有

改善
要望

課題
取組

課題解決
(一部)

F社（金属製品）

テーマ

低ROE・株価低迷

対話の概要

- 対話時期：2022年
- 低ROE・株価低迷のため対話。現状分析に基づくROE目標の設定や収益性改善に向けた取組みの推進を要望

企業の反応等

- ROE等の目標は設定・公表していないが、次回中期経営計画での目標設定および水準を検討中
- 売上面は自動車メーカーの相次ぐ減産、コスト面は材料費・物流費高騰の影響を受けている。中国・アジアの生産拡大や日本・欧米の生産供給体制の構造改革（最適化・再構築）を推進

改善状況・今後の方針

- 2023年3月発表の中期経営計画でROE目標として2026年度10%を設定
- 同中計で掲げた「モビリティ進化への対応」、「経営基盤の強化」、「財務体質の健全化」の取組み推進により、2024年3月期にはROE10%超を達成

課題認識
の共有

改善
要望

課題
取組

課題解決

6. 協働エンゲージメント

- 当社は、中長期的な株式市場の活性化と持続可能な社会の実現に向け、**生命保険協会**設置のステュワードシップ活動ワーキング・グループ参加各社とともに、企業に対して課題意識を伝え、改善を促す「**協働エンゲージメント**」に取り組んでいます。
- 2023年度は、2019年度からの継続テーマとなる「**株主還元の充実**」（対象企業：上場企業53社）、「**ESG情報の開示充実**」（同38社）および「**気候変動の情報開示充実**」（同64社）をテーマに、計148社（延べ155社）に対し課題意識を伝え、改善を促す書簡を送付するとともに、参加各社で分担のうえ、対話等を通じて趣旨説明を実施しました。
- 「気候変動の情報開示充実」については、2022年度に続き、温室効果ガス排出量（スコープ1・2）上位企業へ①気候変動に伴う経営上のリスクと機会の定量・定性分析と開示、②2050年ネットゼロに向けた温室効果ガス排出量削減のロードマップの策定・開示を促すとともに、**新たにスコープ3の排出量上位企業へスコープ3削減に向けた取組内容の開示を要望**しました。

ステュワードシップ活動WG（生保11社）

テーマ	対象企業
株主還元の充実 (53社)	<ul style="list-style-type: none"> • 財務内容が健全で、営業キャッシュフローに対する投資キャッシュフローの比率が低く、長期にわたり配当性向が30%未満の企業
ESG情報の開示充実 (38社)	<ul style="list-style-type: none"> • 時価総額上位300社のうち、財務情報と非財務情報の統合的な開示等を行っていない企業
気候変動の情報開示充実 (64社)	<ul style="list-style-type: none"> • 温室効果ガス排出量（スコープ1・2）の上位約50社（2022年度からの継続送付先を含む） • 温室効果ガス排出量（スコープ3）の上位約20社（上記のスコープ1・2の企業との重複を含む）



株式市場の活性化

持続可能な社会の実現

7.対話の実力を高めるための取組み

- 当社は、投資先企業の事業内容や経営計画、業界動向などを十分に理解・分析のうえ、企業価値向上に資するアイデアなどの提案をしていけるよう、これまでの対話活動やSSCにおける原則7などをふまえ、持続的に対話の実力を高めることに努めています。
- 2023年7月～2024年6月における具体的な取組みは以下のとおりです。

対話力の向上

- **態勢整備**
 - 投融資全般やアナリスト経験豊富な人財の対話主管部署への配置
 - 対話主管部署とフロント部署の連携強化によるサステナビリティに関する対話ノウハウの共有推進
- **業務高度化**
 - 取材・アナリスト活動を通じた企業・業界環境の分析力強化
 - 企業開示資料の精査、対話質問票・提案書作成を通じた分析力強化
 - 開示好事例や企業価値向上事例の調査・研究を通じた知見向上
 - マイルストーン管理による改善事例の集計・分析による対話効果検証
 - 対話先のESG重要課題の取組み状況に基づく定量評価の実施 **新規**
- **社内研修**
 - 新規配属担当者の早期戦力化を目的とした対話研修カリキュラムの実施 **P.33**
 - ESG全般の知見向上を目的とした若手層への研修プログラム実施 **新規**

社外知見の活用

- **生命保険協会ワーキンググループ**
ESG投融資推進WG、ステewardシップ活動WG参画、調査結果活用
- **議決権行使関連サービス会社**
定期的な意見交換の実施
- **ESG情報提供サービス**
業務効率化の実現によるステewardシップ活動の充実
- **PRI署名、TCFD賛同**
非財務情報の収集・活用
- **SDGインパクトジャパン社**
資本業務提携先が有する対話ノウハウの活用・蓄積
- **外部委託運用機関**
ロジックモデル作成スキル等に関する知見吸収 **新規**
- **投融資先**
対話後アンケート結果の分析および対話活動高度化への活用 **新規**

1.適切な議決権行使のための取組み

- 当社はすべての議案を確認し、社内規程に則って適切に議決権行使を行ないました。なかでも、企業のコーポレートガバナンス機能確保の観点から問題があると判断される議案や株主利益を毀損する可能性があるかと判断された議案については、必要に応じ企業と対話し、問題の背景や今後の対応等を確認しながら最終的な賛否を判断しました。

適切な議決権行使のための取組み

当社の議決権行使が、投資先企業の課題改善を促し企業価値向上に繋がるよう、以下のような取組みを行ないました。

<p>議決権行使方針の企業への周知活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 課題のある企業や判断基準への抵触が懸念される企業に対し、企業の課題に応じた対話を行ない、判断基準の説明や改善に向けた取組みを要望
<p>企業との対話をふまえた議決権行使プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 議案の精査にあたっては、必要に応じヒアリング等を実施するとともに、日頃からの対話の内容も勘案したうえで、賛否を判断 • 「反対」、「棄権」など不賛同となる場合は、企業に対して判断根拠を明確に説明し、当社課題意識への理解や企業側の納得感の醸成に努め、改善への取組みを促進

2. 議決権行使結果（会社提案）

- 2023年7月～2024年6月に株主総会を開催した上場企業1,084社のうち、1件以上の会社提案に不賛同（反対・棄権）とした企業数は64企業、不賛同とした会社提案の議案数は82件（反対82件、棄権なし）となりました。なお、上場企業に個別議案への議決権行使結果は、当社ホームページをご参照ください。https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/ir/responsible_investment/index.html#stewardship

<議決権行使対象企業における行使結果（単位：社、※1）>

全て賛成	前年同期差	1件以上不賛同あり		反対	前年同期差	棄権	前年同期差	合計	前年同期差	不賛同比率	
			前年同期差								前年同期差
1,020	▲7	64	▲9	64	▲8	-	▲1	1,084	▲16	5.9%	▲0.7pt

<行使結果（子議案ベース、単位：件、※2、3）>

議案	賛成	前年同期差	不賛同	前年同期差	反対	前年同期差	棄権	前年同期差	合計	前年同期差	不賛同比率	前年同期差	
													会社機関に関する議案
	監査役の選解任	1,092	+36	18	+3	18	+3	-	±0	1,110	+39	1.6%	+0.2pt
	会計監査人の選解任	17	▲18	-	±0	-	±0	-	±0	17	▲18	0.0%	±0.0pt
役員報酬に関する議案	役員報酬(※4)	382	+44	8	+6	8	+6	-	±0	390	+50	2.1%	+1.5pt
	退任役員の退職慰労金の支給	37	▲2	5	▲3	5	▲3	-	±0	42	▲5	11.9%	▲5.1pt
資本政策に関する議案（定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	756	▲5	2	±0	2	±0	-	±0	758	▲5	0.3%	+0.0pt
	組織再編関連(※5)	10	▲6	-	±0	-	±0	-	±0	10	▲6	0.0%	±0.0pt
	買収防衛策の導入・更新・廃止	20	▲20	3	▲5	3	▲5	-	±0	23	▲25	13.0%	▲3.6pt
	その他資本政策に関する議案(※6)	17	▲3	-	±0	-	±0	-	±0	17	▲3	0.0%	±0.0pt
定款に関する議案		185	▲82	-	±0	-	±0	-	±0	185	▲82	0.0%	±0.0pt
その他の議案		2	▲4	-	±0	-	±0	-	±0	2	▲4	0.0%	±0.0pt
合計		11,476	▲402	82	▲25	82	▲21	-	▲4	11,558	▲427	0.7%	▲0.2pt

(※1) 一般勘定と特別勘定の両方で保有する銘柄は1企業として集計、(※2) 会社提案と株主提案が重複した議案については会社提案として集計

(※3) 取締役の選解任、監査役の選解任議案については、1候補者につき1議案として集計、(※4) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

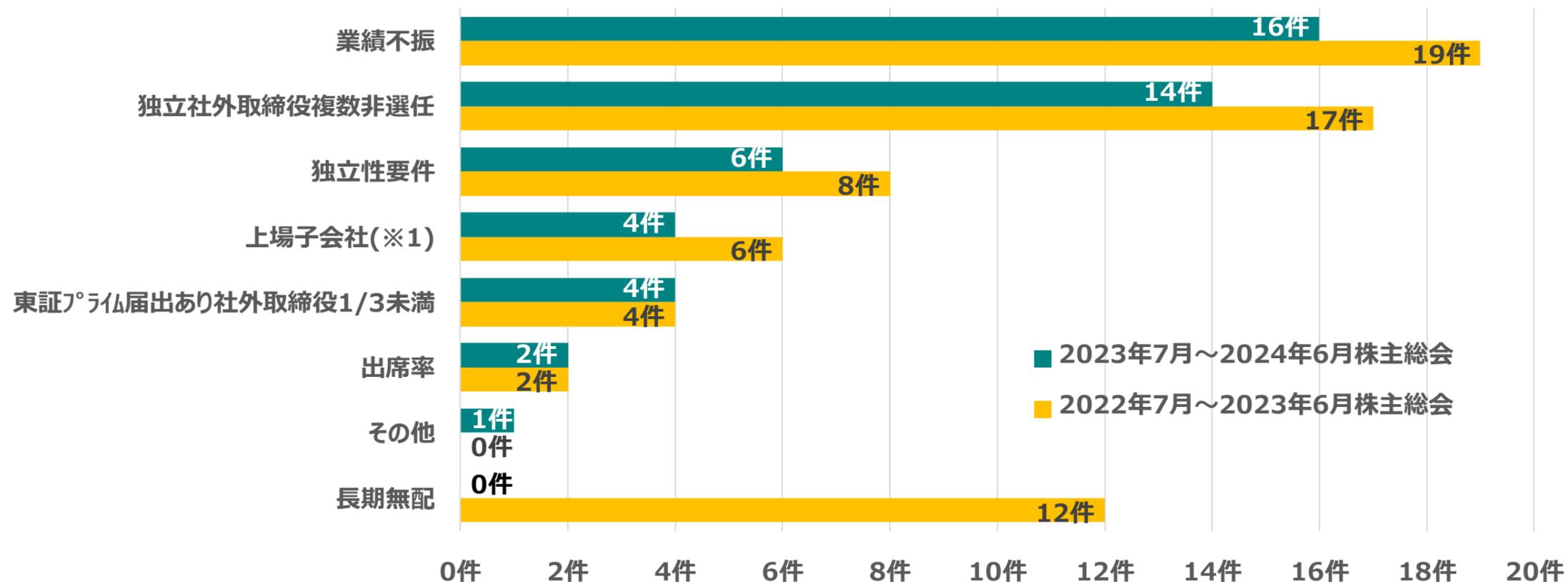
(※5) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等、(※6) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 議決権行使結果（会社提案）

<不賛同議案数のポイント>

- 不賛同議案数が最も多かったのは「取締役の選解任議案」で、反対理由の内訳は、以下のグラフのとおりです。
- 当社では、課題があるとみられる投資先企業に対しては、**対話を通じて当社の課題認識を伝えるとともに、繰り返し改善に向けた働きかけを実施**しています。こうした**取組みの成果**の一つとして、**独立社外取締役複数非選任・独立性要件・上場子会社(※1)**に係る**基準への抵触は減少**しており、**企業価値向上に向けたコーポレートガバナンスの強化が図られていることが確認**できます。また、**長期無配を理由に反対していた企業が復配を決定**するなど**改善に向けた働きかけが功を奏した事例**が見られました。
- ただし、低ROEなど業績不振要因の反対件数が最も多い状況にかわりはないことから、企業価値向上に向けたさらなる改善が必要な投資先企業に対しては、継続的な対話により、改善を促していく必要があると認識しています。
- 以上の結果、不賛同議案数は前年同期より▲25件（反対▲21件、棄権▲4件）減少し、不賛同比率は同▲0.2ポイント低下しました。

<取締役の選解任議案における反対理由（※2）>



(※1) 親会社等を有する上場会社において独立役員届出者が1 / 3未滿

(※2) 複数の反対理由に該当する候補者がいるため、合計件数とは一致せず

2. 議決権行使結果（株主提案）

<行使結果（子議案ベース、単位：件）>

賛成	前年同期差	反対	前年同期差	棄権	前年同期差	合計	前年同期差	不賛同比率	前年同期差

- 株主提案議案については、55社において270議案が上程されました。**株主の利益が損なわれないか**という観点から慎重に検討した結果、すべての議案について反対しました。
- なお、当社では、個々の株主提案を確認し、中長期的な株主価値向上（経済的価値、社会的価値など）に有益であり、かつ、会社側での対応が不十分と考えられる場合は、対話等による意見交換をふまつつ株主提案への賛否を判断する方針としております。
- 近年注目を浴びている株主提案として、パリ協定の目標に沿った投融資を行なうための経営戦略を記載した計画の策定・開示等を定款に定めることを求める議案や投資ファンド等による株主還元強化を求める剰余金処分議案などがあります。環境問題関連の株主提案については、その意図する内容に一部賛同できる部分はあるものの、当該株主提案を受けた個別企業における取組状況に大きな問題がないことを確認したうえで、個別具体的な業務執行に関する事項を定款にまで定めることは適切ではないと判断し、反対行使としています。ただし、当社も気候変動問題への取組みを重要課題と認識していることには変わりなく、企業との個別の対話において、温室効果ガスの削減推進、情報開示の充実等の働きかけを行なっています。また、自社株買いや増配等株主還元関連の株主提案については、個別企業の株主還元実績や今後の方針および経営戦略・財務状況をふまえた株主提案内容の持続可能性等を勘案し、反対行使としています。

3.対話をふまえた精査により賛成した事例

- 判断基準上、精査を要する議案について、対話により企業価値向上に向けた課題改善状況や個別要因などを確認した結果、会社提案に賛成とした事例は以下のとおりです。

A社（小売業）

議案	賛成事例
株主還元が不十分とみなされる企業の取締役選任議案（剰余金処分議案が付議されていないため）	<ul style="list-style-type: none"> 当該企業の配当性向は、当社が求める最低基準を下回る水準が継続していたことから、株主還元を主なテーマとして対話を行ないました。 対話の中で、株主還元の考え方を確認するとともに、望ましい配当性向は30%以上であること、議決権行使上の最低基準は15%であることなどを説明し、意見交換を行ないました。 直近期は増配を実施しており配当性向は上昇。今期は前期並みの利益水準を見込むなか、増配を計画しており配当性向は15%を超える予想。株主還元姿勢に改善が見られることなどをふまえ、取締役選任議案に賛成しました。

B社（機械）

議案	賛成事例
長期間にわたってROEが低位にあり、かつ株価が低迷している企業の取締役選任議案	<ul style="list-style-type: none"> 当該企業は、長期にわたり、ROEが所定の水準を下回っており、かつ、相対株価も指数を大幅に下回っていたことから、ROEの改善を主なテーマとして対話を行ないました。 対話の中で、ROE目標の設定を要望のうえ改善に向けた具体的取組事項について、意見交換を行ないました。 直近期のROEは5%を下回りましたが、中期経営計画においてROE目標8%以上を設定のうえ、今後の需要回復が見込まれる産業機械ビジネスやEV事業の推進による売上成長、構造改革によるコスト削減の取組みにより、中長期的な収益性およびROEの改善が見込まれることから、取締役選任議案に賛成しました。

3.対話をふまえた精査により賛成した事例

C社（機械）

議案	賛成事例
長期間にわたり無配となっている企業における取締役選任議案	<ul style="list-style-type: none"> 当該企業は、3期以上連続で無配が継続していたことから、業績改善および株主還元を主なテーマとして対話を行ないました。 対話の中で、業績改善に向けた取組事項や復配の見通しについて、意見交換を行ないました。 直近期は利益水準の低さ等を勘案し無配継続となったものの、今期は防衛関連事業の採算改善により増収増益を見込むなど業績改善が進展しているうえ、30期ぶり復配の見通しであることから、取締役選任議案に賛成しました。

D社（化学）

議案	賛成事例
長期間にわたる業績不振企業の取締役選任議案	<ul style="list-style-type: none"> 当該企業は、長期間にわたり業績不振が継続していたことから、業績改善を主なテーマとして対話を行ないました。 対話の中で、早期の赤字脱却を要望のうえ、業績改善に向けた具体的取組事項について意見交換を行ないました。 直近期は中国事業が薬事関連規制の影響や個人消費の落ち込みで低迷したことにより営業利益以下赤字計上。今期は不採算店舗の撤退による経費削減やECチャネル強化、健康食品の拡販等により業績改善が見込まれることから、取締役選任議案に賛成しました。

E社（保険業）

議案	賛成事例
ESGの観点から態勢・機能に問題があると考えられる企業の取締役選任議案	<ul style="list-style-type: none"> 当該企業は子会社とともに、金融庁から保険料調整行為および自動車保険金不正請求関連で業務改善命令を受けたことから対話を行ないましたが、以下の事項が確認できたことから、取締役選任議案に賛成しました。 子会社社長が退任するなど社内処分を実施しており、責任が重いと判断される人物が候補者にいないと判断できること 再発防止策として、全職員向け研修実施や品質管理委員会の新設といった子会社での取組みのほか、子会社における社外取締役の権限強化等グループ全体でガバナンス強化を推進するなど実効性のある施策が進展していることを確認できたこと

対話および議決権行使の今後の取組み

<対話>

- 当社は2021年7月、機関投資家として投融資ポートフォリオにおけるCO2排出量の削減目標を設定しました。「サステナビリティに重点をおいた対話」では、2020年度より実施している当社投融資ポートフォリオのCO2多排出企業との対話を継続することを通じ、企業の気候変動問題解決を後押しするとともに、2022年度からは生物多様性やソーシャル（人権等）、2023年度からは当社の「注力する優先課題」である「健康寿命の延伸」と「地方創生の推進」をテーマに加え、これらのテーマに親和性のある企業に対して、社会的インパクトの創出をめざした対話を行なっています。
- 中期経営計画（2024～2026年度）では、「量」の拡大と「質」の向上を伴う対話の高度化を目標に掲げ、2024年度については「サステナビリティに重点をおいた対話」において、サステナビリティ全般の取組水準が相対的に低位と考えられる企業（外部評価等を参照）との対話を開始するとともに、生物多様性をテーマに「自然関連への依存度や影響度」の分析をふまえた対話を行なっています。議決権行使基準上の課題がある企業など、サステナビリティ以外のテーマについても、スチュワードシップ・コードが求める投資先企業の企業価値向上に取り組めます。2023年度からは注目度が高まっているPBRをテーマに株主価値向上に資する提案型対話に取り組んでおり、2024年度は、投資先企業のガバナンス向上の観点から女性取締役登用状況等をテーマにした対話を実施予定です。
- また、当社単独の活動に加え、生命保険協会による協働エンゲージメント等の活動にも引き続き積極的に取り組むとともに、運用委託先にもエンゲージメント活動を要請していきます。

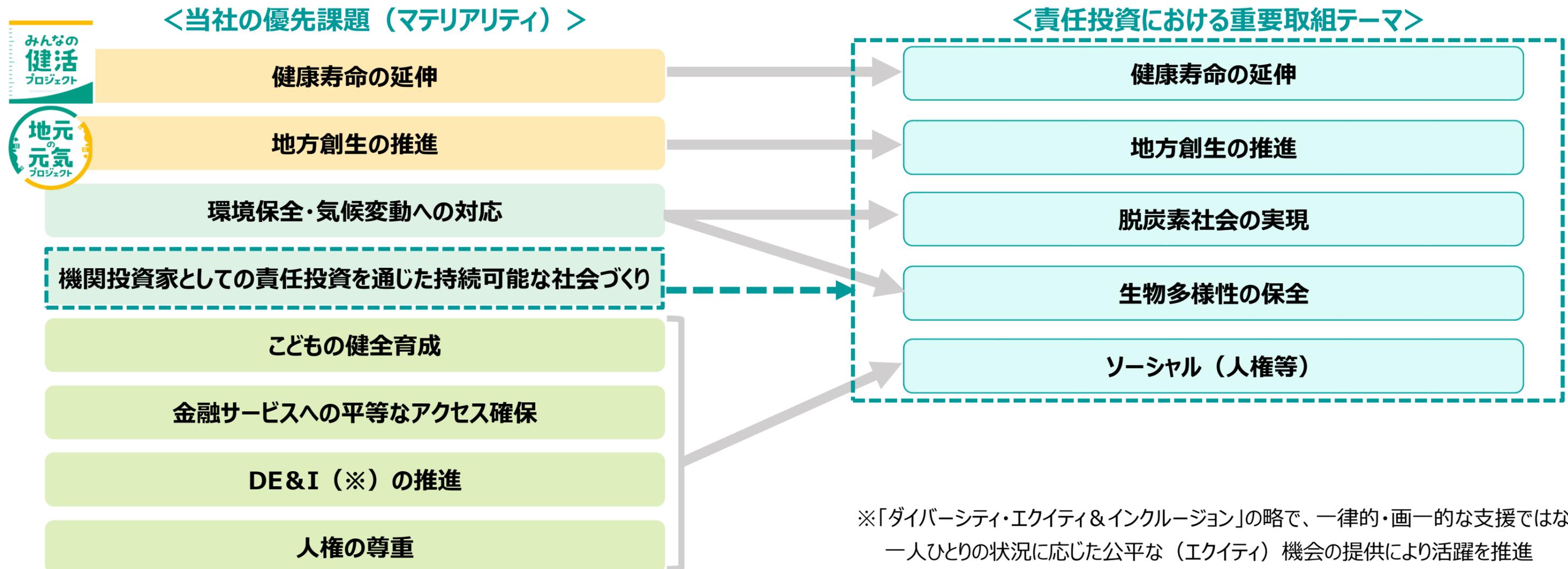
<議決権行使>

- 投資先企業の企業価値向上やコーポレートガバナンス態勢のいっそうの強化に向けて、必要に応じて議決権行使に関する判断基準などの見直しを検討します。なお、今後の見直しに向けたテーマとして「取締役会の多様性」を取り上げる予定です。当社は、取締役会はその役割・責務を実効的に果たすための適切な知識・経験・能力をバランスよく備えたうえで、ジェンダーや国際性、職歴、年齢等において多様なバックグラウンドを備えた取締役により構成されることを期待しており、特にジェンダー・ダイバーシティの観点から、女性取締役は1名以上の選任が望ましいと考えます。
- 判断基準を見直す場合は、投資先企業にご理解いただくために、適用前に判断基準の説明を行なうとともに、判断基準への抵触が懸念される企業には、改善に向けた取組みを要望します。

(ご参考) 機関投資家としての責任投資の推進

<責任投資に関する基本的な考え方>

- 当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、ご契約者へ還元するための収益性を確保しつつ、責任ある機関投資家として、ESG投融資やステュワードシップ活動等の責任投資を通じ、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりをめざしています。
- 責任投資の推進にあたっては、「ステークホルダーへの影響度」「事業との関連性」をふまえて設定した当社の優先課題をもとに設定した5つの重要取組テーマについて、重点的に取り組んでいます。



(ご参考) 機関投資家としての責任投資の推進

<社外評価>

- 「PRI年次評価」は、PRI事務局が、各署名機関の責任投資の実施状況を評価するもので、2024年1月に、2022年度の活動報告の評価を受領しました。当社は、評価対象2分野について最高評価の5つ星を獲得しました。
- 環境省主催の「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」において、当社は投資家部門(アセットオーナー部門)で2年連続受賞しました。

環境省主催 「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」 2年連続受賞



PRI (国連責任投資原則) 年次評価

ポリシー・ガバナンス・戦略

★★★★★ (最高評価の5つ星)

報告書の信頼醸成措置

★★★★★ (最高評価の5つ星)



(ご参考) スチュワードシップ責任を果たすための方針

1. 目的

本方針は、「責任ある機関投資家」の諸原則の趣旨をふまえて、当社がスチュワードシップ責任を果たすための基本的な事項を定め、責任ある機関投資家として適切に行動する姿勢を明確にすることを目的としています。

2. 基本的な考え方

生命保険会社は、「資産保有者としての機関投資家（アセットオーナー）」であるとともに、団体年金ビジネスなどにおいては「資産運用者としての機関投資家（運用機関）」としての側面もあわせ持っており、お客さまから投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）のなかで重要な役割を担っていると認識しています。

当社では、長期的な視点に立ち、リスクを抑制しながら運用収益を確保することがお客さまに対する当然の責務であると認識しています。それとともに、資産運用業務を通じて、企業価値の向上やサステナビリティ（E S G要素を含む中長期的な持続可能性）に貢献していくことは、地域社会との絆を大切にする当社の企業ビジョンとも軌を一にすると考えています。当社は、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに向けて、インベストメント・チェーンの一員として積極的に役割を発揮することにより、機関投資家としての責任を果たします。

なお、サステナビリティの考慮に関する当社の方針については、「E S G 投資方針」として別に定めます。

3. 具体的取組み

（1）投資先企業の状況の把握

当社は、国内上場株式への投資においては、対話および議決権行使を適切に行なうため、国内社債への投資においては、元利償還の確実性を高めるため、サステナビリティを含めた投資先企業の状況について、定量面および定性面からの確かつ継続的に把握します。

とくに、法令違反や反社会的行為、重大な人権問題・環境問題の発生などE S Gの観点から態勢・機能に問題があり、投資先企業の企業価値を毀損するおそれがあると考えられる事項については、早期の把握に努めます。

（2）対話

当社は、国内上場株式への投資においては、投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考え方としています。その中で投資先企業との対話を通じて、投資先企業の企業価値ならびに当社の株主利益を最大化することに努めることが重要と認識しています。

国内社債への投資においては、長期かつ安定的な運用収益の確保を基本的な考え方としています。その中で、投資先企業との対話を通じて、将来的に投資先の信用に影響を与える可能性がある課題を把握することも重要と認識しています。

(ご参考) スチュワードシップ責任を果たすための方針

従って、当社は、長期的な視点から、投資先企業とESGやサステナビリティの観点から対話を行ない、投資先企業との認識の共有に努めます。この過程で、課題のある企業には改善を求めます。

対話については単独で行なうことを基本としますが、他の機関投資家と協働して対話を行なうこと（協働エンゲージメント）が有益または効果が十分に期待できる場合には、必要に応じて柔軟に対応します。

また、当社は、投資先企業との対話の内容を記録・管理し、これをふまえた継続的かつ建設的な対話を行ないます。

なお、当社は、投資先企業との対話において、未公表の重要事実を受領することは企図していません。万一、受領した場合は、法令および社内規程に基づき、速やかに売買中止措置等の必要な措置を講じます。

（3）議決権行使

国内上場株式における議決権行使については、当社ルールに則り、適切に対応します。なお、議決権行使の判断基準を改正する場合は、監査委員会において、その適切性について検証します。

- 経営手法やコーポレートガバナンスの形態等については、その企業の独自性等を尊重することを基本としていますが、株主利益の向上への取組みやESGの観点から態勢・機能に問題があると考えられる企業については、企業との積極的な対話および株主議決権の適切な行使を通じて、長期的な観点からの企業価値および株主利益の向上に資する取組みを要望することとしています。

- 株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、ESGの観点から問題があると判断される議案、株主利益を毀損する可能性があると考えられる議案に対しては、株主として必要な働きかけや意思表示等を行ないます。
- 議決権行使の判断基準については「議決権行使への取組みについて」において開示します。また、議決権の行使結果については、議案の主な種類ごとの集計開示および投資先企業の各議案に投じた賛否の個別開示を当社ホームページにおいて定期的の開示するとともに、会社提案議案に反対した場合はその理由、当社の重要な取引先の議案において議決権行使の判断基準に照らして説明を要する判断を行なった場合は、その理由についても開示します。

（4）定期的な報告等

本方針の実施状況については、当社ホームページ「スチュワードシップ活動の状況について」において定期的の開示します。

(ご参考) ESG投融資方針

1. 目的

本方針は、当社が生命保険会社としての社会的責任と公共的使命を果たすという観点から、資産運用業務により、環境、社会、ガバナンスをはじめとする社会課題の解決、そして、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに向けて貢献していくための方針を明確にすることを目的としています。

2. 基本的な考え方

「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、SDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献の観点をふまえ、ご契約者への還元を最大化するため資産運用による収益性を確保しつつ、ESG投融資を通じてグローバルな環境・社会課題の解決と国内地域経済活性化等の地域貢献に注力します。

責任ある機関投資家として、ステークホルダーへの社会的責任や公共的使命を果たしていくため、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに向けて資産運用を行なってまいります。

3. 具体的取組み

(1) 投融資プロセスへのESG課題の組み込み

投融資を実行する場合は、すべての運用資産の投融資プロセスにおいて、資金使途がSDGs達成に貢献すると考えられる事業への投資や、ESGに関する非財務情報を活用した企業評価など、資産特性に応じて、ESGの観点を投融資の意思決定に組み込むとともに、投融資がもたらす社会的インパクトの創出も意識しつつ推進します。

(2) 重要な社会課題の解決に向けたESG投融資の推進

脱炭素社会の実現等、重要な社会課題の解決に向けて、ポジティブなインパクトをもたらす投融資や投融資先との継続的な対話による後押しに加え、国内外のイニシアティブへの参画等を通じたグローバルなネットワーク構築や外部知見の活用に努め、機関投資家としての社会的責任を果たしていきます。

(3) ESG課題の投融資先企業との対話および情報開示促進

投融資先企業におけるESGをはじめとする社会課題について、企業との対話活動を通じて確認し、必要に応じて解決に向けた対応を働きかけるなど、建設的な対話を行なうことで、投融資先企業の価値向上への貢献をめざすとともに、機関投資家としての適切な情報開示への対応として、必要に応じてESG課題の開示を求めます。

(4) ESG投融資の協働と高度化

グループ会社とのESG投融資に関する協働や、業界団体等との情報交換、ESG投融資の好事例の研究等を通じ、ESG投融資における運用およびモニタリング態勢の高度化に努めます。

(5) ESG活動報告の充実

ESG投融資に関する活動状況や進捗状況に関してディスクロージャーの充実・高度化に努めていきます。